

令和3年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和3年3月8日 午前10時00分 開会
午後 4時33分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	欠員
13番	欠員	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	吉井忠	教育委員会理事	西川育子
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	中井浩子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	和田善弘
書記	福原有美		

6. 会議録署名議員 9番 増田順弘 10番 岡本吉司

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	5	松林 謙司	一問一答	暗所視支援眼鏡の日常生活用具給付事業の追加対象について	市 長 担当部長
				コロナ禍の中における発災時における避難場所決定について	市 長 担当部長
2	8	川村 優子	一問一答	公立保育所整備検討の進捗について	市 長 教育長 担当部長
				磐城第2保育所周辺道路の渋滞について	市 長 担当部長
3	9	増田 順弘	一問一答	地域力向上による財政の健全化	市 長 副市長 担当部長
				定住人口、交流人口、関係人口増加に向けて	市 長 副市長 担当部長
4	6	谷原 一安	一問一答	安全で人に優しい街づくりについて	市 長 教育長 担当部長
				大和高田バイパスの未整備工区について	市 長 担当部長
5	7	内野 悦子	一問一答	コロナワクチン接種について	市 長 担当部長
				災害から命を守るための対策の強化	市 長 担当部長
				女性の視点を生かした多様な意見を反映させるため	市 長 担当部長
6	3	吉村 始	一問一答	小学校区割と教育環境について	市 長 教育長 担当部長
				コロナ下の生活困窮者への支援について	市 長 担当部長
7	2	梨本 洪珪	一問一答	葛城市の街づくりについて	市 長 副市長 担当部長
				職員研修について	市 長 副市長 担当部長
8	10	岡本 吉司	一問一答	農地・水保全管理支払交付金事業について	市 長 副市長 担当部長
9	1	杉本 訓規	一問一答	子育て支援について	市 長 教育長 担当部長

10	4	奥本 佳史	一問一答	奈良県社会教育センター閉鎖後の利活用について	市長 副市長 担当部長
----	---	-------	------	------------------------	-------------------

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう、出入口を開放しておりますので、ご了承ください。

なお、発言される際はマスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。なお、傍聴者につきましては情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る2月26日の通告期限までに通告されたのは10名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は10名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、5番、松林謙司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、松林謙司君。

松林議員 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は2点ございます。まず第1点目が、暗所視支援眼鏡の日常生活用具給付事業の追加対象について。第2点目が、コロナ禍の中における発災時の避難場所決定について。以上2点について質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

西川議長 松林君。

松林議員 まず第1点目の、暗所視支援眼鏡の日常生活用具給付事業の追加対象についてお伺いをさせていただきます。網膜色素変性症の様々な症状を補い、助ける機能を持った暗所視支援眼鏡につきましては、今まで令和元年6月と同年12月の2回、定例会の一般質問にて取り上げさせていただいてまいりました課題であります。このたび、3回目の一般質問となりますが、どうかよろしくお願い申し上げます。なお、3度目の質問ということで前回、前々回の内容とかなり重複する質問になろうかと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

昨年10月、難病網膜色素変性症の患者さんに人工多能性幹細胞（iPS細胞）由来の細胞

を移植する世界初の臨床研究が実施されました。視細胞が失われ、失明のリスクもある難病であり、治療法の確立も長らく道半ばであります。ずっと待ち続けていたと、闘病を続ける患者さんは期待を寄せる一方、安全面をはじめとした課題も残っております。網膜色素変性症の治療法については、世界各国で広範な研究が行われており、今後10年の間に、新たな治療法が確立される可能性も少なくないようではありますが、現在のところ、この病気に対する治療法の可能性は見えてはまいりましたが、根本的な治療法の確立までには至っていないのが実情ではなからうかと思えます。網膜色素変性症の患者さんは通常4,000人から8,000人に1人とも言われております。ここで伺いをいたしますが、この網膜色素変性症という目の病気ですが、本市におきまして何人ぐらいの患者さんがおられるのでしょうか。お示しをください。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の森井でございます。よろしく願いいたします。ただいまの本市において網膜色素変性症の患者さんが何人ぐらいいるのかとのご質問にお答えさせていただきます。

網膜色素変性症は、暗いところで目が見えにくくなる夜盲や視野が狭くなる視野狭窄が進み、さらには視力が低下し、失明することもある進行性の病気であり、その治療法が確立されておらず、国の指定難病の1つであります。葛城市において実施している特定疾患給付金事業の網膜色素変性症による申請件数の推移でございますが、平成30年10月1日時点で9件、令和元年10月1日時点で12件、令和2年10月1日時点で12件ございました。難病情報センターの情報によりますと、先ほども議員が言われましたように、この病気の患者さんは4,000人から8,000人に1人と言われておりますので、葛城市の人口から推定いたしますと若干発病率は高いと考えております。

以上です。

西川議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。この網膜色素変性症であります。症状としては夜盲、これは暗部の視力が著しく衰え、目がよく見えなくなる症状、俗に鳥目と呼ばれる症状です。そして羞明、まぶしく感じることです。この場合、普通の人がまぶしいと感じない光をまぶしく感じる状態のことです。そして、次に視野が狭くなる視野狭窄、視力の低下などの症状があります。この病気は原則として進行性ですが、症状の進行の速さや症状の組合せ、順番にも個人差が見られますが、これらの網膜色素変性症の症状を補い、助ける機能を持った暗所視支援眼鏡を九州大学病院とH O Y A株式会社、公益社団法人日本網膜色素変性症協会が共同開発で数年間の研究を経て2018年4月に製品化されました。

このたびの暗所視支援眼鏡は、小型カメラで捉えた映像を明るい状態で使用者の目の前のディスプレイに投影して、暗い場所では明るく見えるようにするほか、光が強い場所では遮光する機能も持っております。さらに拡大や縮小ができ、視野の狭窄を助ける機能もあるのが特徴であります。患者さんが製品化された暗所視支援眼鏡を装着して、夜暗くなってからの程度、この眼鏡の効果があるのかを体験していただき、感想をお聞きするという動画が

配信されておりました。網膜色素変性症の症状の1つである夜盲、一般的に鳥目と言われる症状、具体的には暗いところで見えなくなってしまう症状であります。夜暗くなれば見えなくなる、目の病を患っていない一般的な健常者であれば、夜には夜の風景や景色を見ることが出来るわけですが、それを見ることができないこととなります。

暗所視支援眼鏡を装着体験された患者さんの感想を少しご紹介させていただきます。それによりますと、50年間、一度も夜を見たことがなかった。暗い画用紙に点を打ったような光しかなかった。夜の風景がその光の下に物があるのが見える。しかも、それがリアルタイムで見える。外灯の下に自分の影が見える。そんなことは今までの自分にはあり得なかったことです。そういうものが見えます。あれはすごく役に立つと思う、このように語っておられます。

装着体験をされた複数の患者さんは、暗所視支援眼鏡の効果を実感され、一様に、装着することが快適であり、役に立つと述べられています。このように優れた機能を持つ暗所視支援眼鏡であります。価格は40万円と高額なため、患者さんは購入に踏みきれないのが現状であります。ここで改めて伺いをいたしますが、市町村が行っている必須事業の1つである日常生活用具給付事業について、どのような事業なのかをお示してください。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 本市における日常生活用具給付事業についてご説明させていただきます。

日常生活用具給付事業は、いわゆる障害者総合支援法において市町村が行う地域生活支援事業の必須事業であり、障がいのある方々の日常生活が、より円滑に行われるための用具を給付または貸与する事業でございます。この事業の給付対象となる日常生活用具につきましては、本市では国が厚生労働省告示に定めます3つの要件及び6つの用途、形状に該当するものを葛城市日常生活用具給付事業実施要綱に定めております。まず、要件としまして1つ目、障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、2つ目に障がい者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの、3つ目に用具の製作、改良または開発に当たって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの、この3つを全て満たす必要がございます。

次に、6つの用途、形状につきましては介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具及び居宅生活動作補助用具（住宅改修費）のいずれかに該当する必要がございます。

西川議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。2019年、熊本県天草市におきまして、3月の定例会にて公明党の市議会議員が、同眼鏡を日常生活用具給付事業の対象に追加するよう提案、そして、この提案が認められ、網膜色素変性症の患者さんらが使用する暗所視支援眼鏡について、日常生活用具給付事業の対象品目に追加されることとなりました。この全国初の取組となった熊本県天草市において、同眼鏡が日常生活用具対象品目に追加されてから2年経過をしましたが、その間、各自治体での日常生活用具給付事業の対象品目に暗所視支援眼鏡が追加されるとい

う事例も広がりを見せており、同眼鏡は2020年12月現在、28の自治体にて日常生活用具給付の対象品目として追加されております。

その自治体の中でも東京、新宿区においては、日常生活用具一覧表の中で暗所視支援眼鏡を個別の品目として挙げずに、日常生活用具一覧表の中の視覚障害者用拡大読書器に含まれるとして、その基準額19万8,000円を上限として補助をしております。また、東京都府中市においても暗所視支援眼鏡は給付対象品目の一覧表の障害者用情報認識装置に含まれるとして、その基準を上限として補助をしている自治体もあります。暗所視支援眼鏡は、国で定める日常生活用具の追加対象品目としての追加条件を全て満たしております。熊本県天草市では、夜盲症を抱える市民の要望、意見等を基に検討した結果、2019年7月1日より日常生活用具の給付対象とすることを全国で初めて決定いたしました。このことを受け、熊本県網膜色素変性症協会の山本会長は、今回、暗所視支援眼鏡が日常生活用具に認定されたことは、患者にとって生きる勇気と希望につながると、このように述べ、さらに網膜色素変性症の患者さんは、就労や就学だけではなく災害時には身動きが取れなくなるなど、生活に困難を極めています。一方で、一部の人による心ない差別や偏見を恐れ、病を隠している患者さんもおります。あらゆる人が安心して暮らしていけるよう、自治体には手厚い支援をお願いしたいと、このようにも述べておられます。暗所視支援眼鏡を本市の日常生活用具給付事業の追加対象に加えることはいささかも問題のないことであり、支障のないことであると思っております。あるとすれば、本市のやる気があるかどうかの問題であろうかと、このように思います。

現在、コロナ禍の中で大変な状況ではありますが、いかなる時代であれ、市民の小さなお声に対して政治は耳を傾け、市民に寄り添い、手を差し伸べるべきであろうと思っております。難病である網膜色素変性症で苦しむ方々の病の症状を緩和し、日々の生活の質を向上し、そしてさらに、毎日の生活に少しでも希望を持って過ごしていただくためにも、もっと政治は市民に寄り添い、手を差し伸べるべきであります。

ここで改めてお伺いをさせていただきますが、暗所視支援眼鏡を日常生活用具に認定をしていただき、病と闘う患者さんとそのご家族の皆様支援の手を差し伸べるべきであると思っておりますが、このことに対する阿古市長のお考えをお示しく下さい。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 暗所視支援眼鏡についてでございますが、同眼鏡は産学連携で共同開発され、平成30年4月に製品化されたものと伺っております。現在も同眼鏡を製造販売しているメーカーは1社のみでございます。とりわけ、国の指定難病である網膜色素変性症の最も一般的な主症状である暗いところで見え方が悪くなる、いわゆる夜盲に対しては明るく見えるようにする機能を、さらに、視野が狭まる視野狭窄に対しては、より広く見えるようにする機能を備えており、当該難病で困っている方々の日常生活を支援する用具として、日常生活用具給付等事業の対象となるようご要望をいただいたものだとして理解をしておるところでございます。

この暗所視支援眼鏡につきましては極めて特殊な眼鏡であり、給付対象としている、または予定している自治体は、令和3年2月の地点におきまして、全国で約30であると伺っております。今後、葛城市におきましても同眼鏡に関する情報を収集し、当該難病に罹患されて

いる方々に対する有効性、安全性などを調査しながら判断していきたいと考えておるところでございます。

西川議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。視力が低下し、失明の可能性もある、しかも治療方法も確立されていない病と毎日必死に闘っておられる患者の皆様にとって、生きる勇気と希望につながる暗所視支援眼鏡、ぜひとも日常生活用具に認定をしていただくことを切に要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

第2点目の質問といたしまして、コロナ禍の中における発災時の避難場所決定についてお伺いをさせていただきます。

2021年、先月の2月13日の夜に、宮城県や福島県で最大震度6強を観測した地震が発生をいたしました。気象庁によると2月13日23時7分頃、福島県沖で発生したマグニチュード7.3の地震により、宮城県の蔵王町や福島県の国見町、相馬市、新地町で最大震度6強を観測いたしました。この地震は、東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震の余震と考えられるとのことで、2011年3月11日の東日本大震災の余震と見られるとの発表です。

今月3月11日には震災から10年となりますが、今も大きな余震が続いているようであります。このように、いつ大きな災害が起こっても不思議ではなく、また、最近では地球温暖化の影響とも言われております異常気象の影響により、風水害の被害も毎年激甚多発化の傾向にあります。新型コロナウイルス収束に向けてワクチン接種が具体的に始まろうとしている段階ではありますが、まだまだ収束までには少し時間がかかりそうであります。このような状況の中で自然災害が発生した場合、避難をして身の安全を確保しなければならないときに、避難所での感染を恐れて避難をためらうことへの心配があります。したがって、避難体制、避難所の環境などにつきましても、極力3密を避けるための配慮が必要となってまいります。

なお、コロナ禍の中における避難所対策につきましては、昨年6月の一般質問でもお伺いをさせていただき、これも重複する質問となりますが、よろしく願いをいたします。避難所につきましては、切迫した災害の危険から逃れるための場所、または施設として一時避難所、広域避難地として整理をされておりましたが、これらをまとめて指定緊急避難場所として整備し、また、一定期間滞在して避難生活を送る場所として、以前は広域避難所としてあったものを指定避難所として整備されたようでありますが、ここで改めてお伺いをさせていただきます。

本市における指定避難所の数と発災時にこれらの指定避難所で何人の被災者を収容する計画なのか、収容可能人数、また、コロナの感染対策のためのソーシャルディスタンスを考慮した場合の収容可能な人数は、概算何人ぐらいになるのかをお示してください。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの松林議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在、葛城市の指定避難所でございますけれども、令和2年6月の一般質問で答弁させてい

ただいた14か所から、新たに中央公民館を追加指定いたしておりまして、トータルで15か所となっております。通常時の収容可能人数でございますけども、220人増えまして1万1,040人という状況でございます。また、新型コロナウイルス感染防止対策のため、ソーシャルディスタンスを考慮した場合の収容可能人数は約2割程度となります。

以上です。

西川議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。続きまして、指定緊急避難場所のうち、旧一時避難所の数と旧広域避難地につきましては数と場所、名称をお示してください。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

指定緊急避難場所、旧の一時避難所につきましては市内の各大字公民館、コミュニティセンター、集落センターなどでございまして60か所ございます。また、指定緊急避難場所、旧の広域避難地でございますけども、大字南藤井にございます新庄第2健民運動場と屋敷山公園、それから大字笛堂にあります新町公園球技場、そして、大字當麻の當麻健民運動場の4か所となっておりますでございます。

西川議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。分散避難ということで発災時の災害の規模にもよりますが、以前の阿古市長のご答弁では小学校、中学校の校舎そのものを体育館だけではなく、校舎そのものを災害の種類によっては活用する必要があるのではないかという検討をするということでしたが、コロナ禍における防災計画として、具体的にはそのような方針で決定をされたのかどうかをお示しをください。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の予防対策については、感染症対策を考慮した避難所運営マニュアルを鋭意作成中でございます。新型コロナウイルス感染症に対応した避難所となりますと、発生した災害の規模ですとか、被災状況によって避難というものは変わってまいります。さきに答弁させていただきましたとおり、今指定しているところでは2割程度の収容人数ということになりますので、現在の指定避難所に加えまして、災害の種類によっては市内の各学校校舎の避難所としての活用も視野に入れなければならないというふうに考えておるところでございます。

西川議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。避難所におけるコロナ感染防止のため、3密を避けることが基本となりますが、過去の大規模災害では、避難所に入りきれないほど住民が避難してきたケースも少なくありません。内閣府は、災害時に避難所での感染を恐れて避難をためらわないように、危険な場所にいる人は避難することが原則であることを強く訴えております。その上で、避難所の過密を抑制するため、避難先の分散避難が重要になってまいります。平常時において、ハザードマップなどで自宅や地域の災害リスクを確認し、避難する必要がある場

所なのか、あらかじめ確認をしておき、災害発生時において、自宅で安全を確保できる場合は自宅にとどまり安全の確保に努める、いわゆる在宅避難、また避難所が過密状態になることを防ぐため、可能であれば安全な親戚や知人宅への避難、そして、避難所に避難をして身の安全を確保しなければならない場合の避難所避難など、新型コロナウイルス感染の問題が始まってからの避難の考え方でもあります。また、3密を避けての車中泊の場合もあろうかと思えます。車中泊の場合であれば、エコノミークラス症候群も心配される場所でもあります。

新型コロナウイルス感染の問題が始まってからの分散避難の考え方、また、避難時にはマスク、消毒液、体温計を携行、避難所における感染症対策の基本的な取組、咳エチケット、マスク着用、手洗い、3つの密を避ける等、このようなことも含めまして、市民に対してどのように必要な情報を広報し、注意喚起をされているのかをお示しください。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染予防に係る分散避難についての市民への周知ということでございますけれども、現在、葛城市のホームページの防災ページの中に、新型コロナウイルス感染リスクがある中での災害時の避難についてということで、避難所以外への避難、いわゆる分散避難について掲載をさせていただいております。今後は、葛城市地域防災訓練ですとか、各大字において行われる自主防災会による訓練等、あらゆる機会を捉えまして、分散避難について市民の皆様へ周知を図りたいというふうに考えておるところでございます。

次に、避難時の感染予防対策の周知でございますけれども、平素から感染予防対策につきましては防災行政無線ですとか、市ホームページ、また、市内公共施設の窓口において、ポスター、貼り紙にて周知をさせていただいております。これらに加えまして今年度、新たに作成し、市内各戸に配布をいたしました地域防災マップでございますけれども、そこにも非常持ち出し品の中に、感染予防関係としてマスク、体温計、それから手指消毒液などを準備していただくということを記載させていただいております。

西川議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。いずれにしても、どこにどのように避難するかは、避難する側の判断によるところが大きいと思いますが、それだけに、安全で適正な避難をするには正しい判断情報が必要となってきます。大きな災害が発生した場合の避難のあり方として、1つの避難所に避難できる被災者の数は、その避難所の収容人数、そして、全ての避難者の避難完了までの時間の総和が最小となるのがよいとされます。なぜなら二次被害の拡大につながることも考えられるからであります。

避難完了までの時間が大きくなる要素としましては、道などの混雑が発生することや、また、被災者がたどり着いた避難所が既に収容可能人数を超えていた場合、再度別の避難所へと移動する、主にこのようなことが考えられます。全ての避難者が最寄りの避難所に避難すると収容人数を超えてしまい、他の避難所への移動を余儀なくされるということにもなります。避難者の避難完了の大幅な遅延となり、二次被害の拡大につながる可能性も出てきます。

最近、東京のあるIT関連企業が運営するサービスで、避難所の混雑状況をリアルタイムで知ることができるウェブサービスの利用が全国の自治体で広がっております。

昨年の8月末から始めたサービスですが、現在、90ぐらいの自治体で実施されているとのことです。自治体の職員が各避難所情報を入力するようになっており、住民はパソコンやスマホでサイトにアクセスすると、この企業の運営するサイトマップにアクセスすることができ、各避難所状況を、空いています、やや混雑、混雑、満員の4段階で把握することができます。しかも、全国各地から見ることもできるため、被災地以外の家族にも混雑状況を伝えることができます。

宮崎県日南市では、台風10号来襲の1か月前にサービス提供を始めましたが、当時、指定避難所139か所のうち、30か所を開設し、うち11か所でサービスを運用しました。人口5万人の同市で約1万回のアクセスがあり、住民からは使いやすかったという声が相次いだほか、市の職員にとっても、住民からの要望があるたびに電話で避難所の状況を確認し、回答する負担がなくなり、災害対応の効率化にもつながったとのこととあります。ぜひとも、本市におきましても、事前に避難所の混み具合を知り、避難所のたらい回しを予防し、感染リスクの回避ができるように、市民自身の目で見て判断できる、このようなウェブサイトサービスを導入するべきであると思いますが、このことに対する阿古市長のお考えをお示してください。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 ご提案ありがとうございます。リアルタイムで避難所の混み具合がウェブサイトで確認できますと、市民にとって分散避難を含め、避難先を選択するときの有効な情報提供となるだけでなく、感染予防策にも効果があると考えます。しかしながら、こうした情報提供を行うことで、逆に避難をするときに必ず避難所に行かなければならないという誤解を与えてしまう可能性もあるため、分散避難についての周知を行いながら取り組んでいく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

本ウェブサービスの利用につきましては、これまでに90ほどの自治体が既に取り入れられているとお聞きしております。実際に利用された自治体等の状況確認と無料通信アプリ、LINE等のほかの類似サービスなどを含め、検討しながら調査、検討、比較し、進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。当然、あくまでも危険な場所にいる人は避難することを原則として、安全な場所にいる人までも避難場所に行く必要はないという分散避難の考え方を日頃より市民に対しまして、周知徹底を図っていただき、その上で、避難所へ避難すべき人に対して、正しき避難情報を提供することは極めて大事なことであります。まだまだコロナ禍の中ではありますが、万が一、災害が発生した場合、コロナ感染のリスクと災害に対する被害も最小限に抑え、市民の命と暮らしを守らなくてはなりません。どうかできる対策は全て実施していただくように切に要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

西川議長 松林謙司君の発言を終結いたします。

次に、8番、川村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、川村優子君。

川村議員 皆様、こんにちは。川村優子でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、これより私の一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、2点でございます。まず1点目は、前回に引き続きまして公立保育所の整備検討の進捗について、そして2点目は、磐城第2保育所周辺道路の渋滞についてでございます。

これより質問席にて質問させていただきます。

西川議長 川村さん。

川村議員 それでは質問に入らせていただきます。

令和2年12月議会、前回の議会でございますが、一般質問におきまして葛城市の公立幼稚園、そして公立保育所の現状と今後の計画についてをお尋ねさせていただきました。令和2年度の待機児童の数、また、令和3年度の保育所や幼稚園の申込数などのご答弁をいただいたわけでございます。質問をしました昨年12月頃は、令和2年度末で大体50人程度の待機児童数を見込んでいるというような答弁でございました。令和3年度の保育所の入所申込みは、昨年と比べると更に23人多くなっていると。入所審査委員会を経て、第1回目の審査結果を送る準備をしているという、そういう状況であったと思います。そして、保育所がそのような状況下、公立幼稚園については、新庄幼稚園については定員が60名に対して申込みが28名である。忍海幼稚園は、30名の定員に対して申込数18名、新庄北幼稚園は定員30名に対して7名、磐城幼稚園は定員60名に対して38名、當麻幼稚園は定員30名に対して8名であるという、非常に幼稚園の申込み人数は少なくなっている、そういった現状の答弁をいただいたと思います。

そんな中で、葛城市において、私立の保育園です。新庄校区にあるんですけども、大変ご苦労もいただいています。ご苦労をおかけして、また、公立の保育所においては引き続き、保育士の確保にご尽力いただいて、その期待だけにもう望みをかけているといった状態、待機児童の解消は、もうその部分しかないというようなご答弁であったと思います。

今回、させていただく質問は、その待機児童の解消に当たって、保育士だけの問題ではない、保育士だけを解消したらそれでいいのかという問題から、更にもっとそれを考えていく上で、広い考え方をしていかなければいけないのではないかというふうに思う中で、もう少し深く分析をさせていただきたいと思っております。まずは、現況の待機児童の数です。それはどうなっているのか。そして、その待機児童の年齢は、どの年齢層で出ているのかという内容について質問をさせていただきます。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 おはようございます。こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いたします。

待機児童の現状についてのお問いでございます。葛城市における保育ニーズは年々増加し

ており、市内及び市外保育所への入所希望を含めると、申込み児童数は平成31年度は967人、令和2年度は1,013人、令和3年度は1,084人で、増加人数といたしましては令和2年度では前年度より46人の増、令和3年度は71人の増となっています。伸び率にいたしますと、前年比で5%から7%の増となっています。そのような中、令和2年度の待機児童数は49人で、0歳児から2歳児におきまして待機が出ており、内訳は0歳児が33人、1歳児が10人、2歳児が6人となっています。

次に、令和3年度の待機児童数の見込みでございます。全体の申込数が前年度より71人も増加しており、今年度以上の待機予想をしておりました。しかしながら、保育士職員の確保の推進と施設定員の弾力運用の推進など、対策を図ることで、新年度の待機児童数につきましては現時点では38人となり、前年度より減少する見込みでございます。待機となる年齢につきましては今年度と同じ0歳児から2歳児でございます。内訳は0歳児が14人、1歳児が16人、2歳児が8人となっております。

以上でございます。

西川議長 川村さん。

川村議員 今、井上部長のほうから詳しくご答弁をいただきまして、保育料が無償になった年度から46人、71人と入所希望者というのは年々増えているという状態でございます。そして、令和2年度の待機児童数49人の対象年齢の内訳は、0歳児から2歳児ということは分かるわけでございます。ただいまの答弁で分かるわけでございますが、令和3年度も保育士確保、また施設の弾力運営というので、こういう言い方はどういうことかということですけども、要するにその保育所のキャパシティーに少し弾力的に、もう少し収容幅を追加していくという、要するに過密になっていくと、言い換えればぎゅうぎゅう詰めになるというようなことを想像したくないんですけども、そういうことも入っているということです。

その中で、その待機38人の内訳というのは、これは0歳児から2歳児ということになっています。現状、私はその0歳児から2歳児までの保育所入所希望者というのは、様々な理由がやっぱり存在するわけです。出産をして、その保護者の就労条件というのがそれぞれ異なっているわけですが、就労する環境整備が全てきちりと産前産後の休暇、そして、育児休暇というのが確立、全てができていくか、そうではない。この現状の中で、やはり0歳児から2歳児の入所希望というのはあるわけです。そして、育児休暇の終わるタイミングというのが、もう絶対変わってくるんですよ、出産してからのタイミングですから。その間、途中入所ができない。そして、新年度まで待つ期間、これが結局待機になっていくという現状です。

女性が出産をして、そして就労を続けられるという、その女性の社会進出という中で、その保育環境を整えるということは、もう本当に必須な中で、この0歳児から2歳児、保育の無償化になっていないんですけども、本当に0歳児から2歳児の保育施設の充実こそが最も大切であると私は思っております。

では、その年齢児に待機が出る状況に、どんな理由があるかという部分についてお聞きします。待機の出ている0歳児から2歳児の保育士の配置です。そこがどうなっているのか、

また、3歳児から5歳児、幼稚園に行けるという年齢です。その3歳児から5歳児までの保育士の配置、これは幼稚園に行けるか行けないかというのは、その後の保育の時間というところに関わってくるんですが、0歳児から2歳児の待機をできるだけなくしていこうと思ったら、3歳児から5歳児に影響出てくるわけなんですけど、0歳児から2歳児をできるだけ取ろうとした場合、3歳児から5歳児の保育環境はどうなっていくか、そういった影響、それについてお答えいただけますでしょうか。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 まず、0歳児から2歳児の職員配置についてでございます。保育士の数につきましては、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準で定められておまして、0歳児ではおおむね3人につき1人以上、1歳児から2歳児ではおおむね6人につき1人以上の保育士を配置することとなっております。なお、3歳児から5歳児の保育士の配置基準は、3歳児ではおおむね20人につき1人以上、4歳児から5歳児につきましてはおおむね30人につき1人以上の保育士で保育を行います。

次に、保育士の配置を0歳児から2歳児を優先した場合、どのような状況が起こるのかとのお問いでございます。来年度の待機予定児童数は38人で、全て0歳児から2歳児でございます。この待機を解消するには、おおむね15人の保育士職員が必要となります。仮に0歳児から2歳児を優先して受け入れた場合は、既に受け入れている3歳児から5歳児の受入れにおいて影響が出てまいります。

以上でございます。

西川議長 川村さん。

川村議員 今、本当に重要なお答弁をいただいたと思っております。3歳児までの、要するに0歳児から2歳児というのは、保育士、本当に0歳児では3人に1人つけなあかんとか。1歳児、2歳児については6人に1人、当然乳幼児を見ただけで、もちろん手厚い保育をするためには、それはもう当然その想定はされます。3歳児から5歳児となると20人とか30人とか、もう成長に伴って保育士の手もかからなくなる。これはもう成長ということ、本当に喜ばしい過程だというふうには思います。今、保育所で預かっておられる3歳児から5歳児の保育の内容、保護者の就労によって、保育所では短時間保育とそれから長時間保育というのがあります。その割合についてどうなのか、保育時間も何時から何時までというのもちょっと一緒にお答えいただければありがたいです。お願いいたします。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 3歳児から5歳児の短時間保育と長時間保育の割合についてのお問いでございます。保育所では、保護者の就労時間によりお預かりする保育時間の認定を行っており、短時間認定と標準時間認定の2種類があります。短時間認定は8時から16時までの1日8時間の短時間保育を指し、標準時間認定は、7時半から18時30分までの1日11時間の長時間保育を言います。磐城第1保育所における短時間保育が22名で割合は35.5%、長時間保育が40名で割合は64.5%となっております。次に、磐城第2保育所では短時間保育が34名で25.0%、長時間保育が102名で75.0%となっております。最後に、當麻第1保育所では短時間保育が11

名で22.9%、長時間保育が37名で77.1%となっています。保育所全体で申しますと、短時間保育が67名で割合は27.2%、長時間保育が179名で割合は72.8%となっています。

西川議長 川村さん。

川村議員 本当に詳しく、個々の保育所のパーセンテージを言っていただきましたけれども、最後の保育所全体では、ただいまの答弁は3歳児から5歳児の短時間保育は約3割、あと7割が長時間保育という状況であると、全体を捉えた場合そうですけれども。

現在、葛城市の公立幼稚園はこの保育所の短時間保育の時間まで、つまり幼稚園の預かり保育事業というのを16時30分まで預かっていただいております。これが今までの幼稚園のイメージとはちょっと違うところなんです、この部分をちょっとあえて強調しておきたいと思います。幼稚園も16時30分まで預かれるということなんですけれども、その預かり保育の人数、前回の一般質問でもお伺いしましたが、幼稚園で預かり保育として、どれぐらい預かっていただいているかというご答弁をお願いします。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 おはようございます。教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

令和3年1月の実績といたしまして、新庄幼稚園で延べ43人、忍海幼稚園で延べ21人、新庄北幼稚園で延べ7人、磐城幼稚園で延べ44人、當麻幼稚園で延べ11人の合計、延べ126人の実績となっております。

以上でございます。

西川議長 川村さん。

川村議員 今、延べ人数でまたおっしゃっていただきましたので、1か月、要するに1月だけの実績ということで答えていただいたんですけども、まだまだ少ないという状況です。実際、受入れはできるんですけども、実績としては少ないと捉えていいと思います。もちろん新庄地区には3つの私立の保育園がございます。それぞれにご努力をいただいて、保育事業を日々こなしていただいているわけですが、先ほどのご答弁にもありましたように、葛城市の幼稚園の様子というのは、少し前のイメージとは変わりつつあるということです。

令和2年9月の申込みの段階で、市内の公立保育所、それと私立保育園、この両方の申込一覧表というのがあるんですけども、これちょっと入手しましたので、この内容について。去年の9月ですから、もうこれから保育園の申込みが始まるよというときで、本当に保育してほしいという人の保育ニーズが一番高まっているときだと思います。そのまま現状保持されているかどうかというのはちょっと違うと思うんですが、引っ越しなさったりとかそういうものもあると思うんですが、ただ葛城市の中で、公立保育所と私立の保育園に希望をしますと。

當麻地区の公立保育所、この0歳児から2歳児までの申込みの数というのが206人なんです。そして、新庄地区はもちろん私立保育園ですが、0歳児から2歳児の合計208人、これだけいらっしゃるんです。今度、3歳児から5歳児となってくると當麻地区の申込み人数は公立保育所で294人、そして、新庄地区の私立の保育園の入所希望は333人、新庄地区は40人

ほど多いわけです。それほど保育ニーズというのが葛城市には高まっていると、これ保育の無償化が本当に軌道に乗って、これだけの希望人数がいらっしゃるわけです。

その無償化というのが進んでいく中で、保育の無償化が皆さんも一定ご理解をされていますが、幼稚園の預かり保育、要するに延長して預かってもらっている。これは無償化の対象になるということですが、もう一回確認をしておきます。現在、16時30分までの預かり保育をしていただいています、保育所のように18時30分まで預かるというようなことになるとしたら、それは無償の対象になるのでしょうか。お願いいたします。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

現在の葛城市の預かり保育の実施時間につきましては、保育終了から16時30分までとなっており、時間の延長につきましては職員の勤務時間や人件費などに関するため、今後の課題となりますが、先ほど言いましたように、時間におきましては16時30分までとなっております。

以上でございます。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 無償の対象になるかということでございますが、無償の対象になります。

以上でございます。

西川議長 川村さん。

川村議員 無償の対象になるということでございますが、だから、幼稚園も、もう保育については3歳児から5歳児、そういった時間までも無償の対象なるということを頭に入れておいていただきたいと思えます。

今、国は認定こども園を増やしていく方向で、その手続も非常に簡単になってきていると聞いています。幼稚園型認定こども園、認可幼稚園が保育を必要とする子どものため、保育時間を確保する保育所的な機能を備えて、認定こども園として機能を果たすタイプであります。法的性格は、幼稚園に保育所機能を追加した学校となるというものです。そうなってくると、小学校の校長先生が幼稚園の園長まで兼務していくとかいうようなことは難しくもなっていくやろうなというふうに思えます。その園長は、別に配置するなどの検討も当然必要になってくるんだと思うんですけども、公立幼稚園を認定こども園にするときに、今の施設に、どのような増改築が必要なのでしょうか。そしてその場合、その手続とか補助金など、影響はどうか、お答えいただきたいと思えます。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、認定こども園の種類は4種類ございまして、そのいずれかを選ぶかによってパターンは変わってくるだろうと認識しております。その中で、増改築が必要かどうかという部分に対するお答えでございますが、公立幼稚園を認定こども園化するとすれば、幼保連携型、幼稚園型の2つのタイプが考えられると考えます。いずれの場合でも、どの年齢から受け入れるのか、年齢別受入れ定員をどうするかによって若干の改修が必要となることが考えられ

ます。

以上でございます。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 もう一つのご質問でございます。補助金の影響についてということでございます。

補助金の交付を受けて学校施設を建設いたしましたして、補助事業の完了後、10年を経過せずに当初の目的以外のものに転用する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、財産処分の承認手続及びその財産に応じた補助金相当額を国に納付する必要があります。ただし、例外といたしまして、幼稚園を幼保連携型及び幼稚園型の認定こども園に転用する場合におきましては、その移行手続を円滑にできるよう財産処分手続につきましては、文部科学大臣への報告手続のみでよいということになっており、補助金についても納付が不要となっております。

以上でございます。

西川議長 川村さん。

川村議員 それでは、奈良県の他市、葛城市以外の近隣の他市も含めまして認定こども園化という状況です。また、それと私立の幼稚園が葛城市にあると思いますが、今後の方向性なんかも分かっているればお答えいただきたいのですが。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 県内他市における令和2年4月1日時点の認定こども園の設置状況でございます。公立認定こども園の設置状況は、奈良市17、大和高田市2、大和郡山市2、天理市1、生駒市1、香芝市2、宇陀市3となっております。次に、私立の認定こども園の設置状況でございます。奈良市13、大和高田市2、大和郡山市4、天理市2、橿原市1、桜井市1、五條市1、生駒市8、香芝市7となっております。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 もう一つの質問でございます。市内の私立の幼稚園ということでございますが、奈良文化幼稚園1園がございます。こちらの幼稚園につきましては、令和5年4月からの認定こども園化ということについての運営をただいま検討されているということで聞いております。

以上でございます。

西川議長 川村さん。

川村議員 ありがとうございます。今、いろいろとこれまで葛城市の保育事情というものをいろんな角度で分析をさせていただいたわけですが、待機児童の解消、もう本当にこれは待機児童がゼロであった、まだ本当に1桁前のときは待機ゼロだったんです。ところが、保育の無償化になって、いろいろと考え方がそういった形で進む女性社会進出も含めて、まず子育てがしやすいという国の施策から、この葛城市においても、保育事情を一段と積極的に進めていくという方向性から、やはりこの待機児童解消に向けて、しっかりと取り組まなければならない。市長も施政方針にも示されました重要項目であると思えます。この件に関しまして、いろんなこともお考えをいただいていると、前回の答弁でも検討していくというふうなお答えをいただきましたが、その進捗について教育長、そして、続いて市長、お答えをい

ただければありがたいです。よろしくお願ひいたします。

西川議長 こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 対策について、私のほうから少し述べさせていただきます。待機児童解消に向けた取組でございます。待機児童の解消には保育士の確保の推進、保育所定員の弾力化運用や認定こども園化の推進、小規模保育所による0歳児から2歳児の受入れキャパシティの拡大などの施策が考えられます。葛城市におきましても、これらの施策を推進することで待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。まずは来年度の施策として、民間による小規模保育所の誘致を進めるため、関係予算の計上をさせていただきました。また、特に認定こども園につきましては、待機解消を図るための有効な国の施策の1つでございますので、民間誘致も含めまして引き続き検討をしてみたいと考えております。

西川議長 溝尾副市長。

溝尾副市長 来年度から、待機児童解消に向けて集中的に取り組むため、組織機構の見直しを行いまして、新たに仮称ではございますが、待機児童解消対策室を設置させていただきます。今後、可能な限り早急に待機児童が解消できるよう、こども未来創造部と教育委員会で密に連携を取りながら様々な方策に取り組んでまいりたいと思います。

西川議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。先ほどから井上部長とか、様々説明しておりますけれども、先日の市長の施政方針演説にもあったように、やはりこの待機児童の解消ということがすごく葛城市にとっても大きな問題でございます。こう言ったら怒られますけれども、今まで教育委員会にしてみたら、幼稚園のほうがもう手いっぱいございまして、幼稚園のことだけを考えていたわけですけれども、そのことで、先ほど議員の説明があった預かり保育等も充実させていったわけですけれども、やっぱり0歳児から2歳児、この問題を解決していかなければ、市長が掲げられている問題には迫ることができないということでございますので、教育委員会といたしましても、今後こども未来創造部のほうと連携を取りながら、真剣にこども園化ということに関して考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。議員からはこの認定こども園につきまして、過去にも質問をいただいております。その中で、大きな選択肢の1つであるという表現の中で答弁をさせていただいていたところなんですけれども、先ほど副市長が申しあげましたように、いよいよ本格的な、検討していったものが具象化する作業に入っていくという段階に近づいてきたわけでございます。

この施政方針でも申しあげましたけれども、私の公約でございますように、葛城市の発展ビジョンの5万人チャレンジの大きな目的の1つに、少子化が進む日本で、これから20年、30年かけて、こつこつと葛城市に人が集まり続けるまちを目指しますということを表現しておる中の大きな項目の1つの中で、市民第一のまちづくりの1つの項目の中で、教育環境の充実と子育ての支援というものをうたっております。その説明の中では、待機児童ゼロを目指

す環境の整備を行うということを目指しておりますので、ぜひ議員皆様方のご協力をいただきながら、そのような取組を完成していきたいという思いでございます。認定こども園化につきまして、公立も含めまして前向きに取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 川村さん。

川村議員 今日の答弁は本当に、私もずっとどうしようかなと思って、今回言わなければもう絶対市民の皆さんにも子育て支援ということが伝わっていかないんです。というのは、保育所に入れない、入れないとずっと私のほうにも相談があったりします。でも、入れないという条件にはみんな公平に審査をしていますと、これはもう当然言っていることなんですが、入る場所がなかったり保育士がいなかったらできない。しかし、それだけの問題で先ほども部長の答弁に、保育所定員の弾力化運営と、その弾力化運営というのは私は非常に抵抗があるんです。これ本当にたくさんその中に入れて、保育士さえ確保すればというような単純な問題ではないというところまでもう来たというぐらい過密になってきたなど、それだけ葛城市に来て、住みよい葛城市やから、葛城市に来て子育てしたいんやという住民の皆様の思いというものを、今、市長の答弁にも待機児童ゼロを目指すというふうな、前向きなご答弁をいただきましたので、副市長からも待機児童解消対策室を新たに設けていただくと、本当に前向きに進めていただいているということをおも本当に喜んでおります。

副市長の待機児童解消対策室ということは、教育委員会の教育長の答弁に、やっぱり教育委員会もほっとかれへんねと。それがもう何よりも教育委員会の厚い壁でございましたので、本当に連携をして、どういう形で受け入れるのが一番か。葛城市にとっても費用的な負担もあるでしょう。だけど、手続がこんなに簡単にやっつけられるという国のその導きがある中で、このことを使わないでいて、じっとしているということはないでしょう。

私はもう本当にこの待機児童解消については、今日は3月8日、国際女性デーですね。女性がしっかりと社会進出ができる、そういう世の中になっていただきたいと、本当に切に願っている1人でございますので、ひとつ、葛城市は子育てしやすいまちやというまちづくりを進めていっていただきたいと思います。今日は、この1つ目の質問は、もうこれで終わらせていただきます。

次に、2つ目の質問に移らせていただきます。保育所ということで、保育所の問題がこんなところにも影響してくるというような、また質問でございますが、葛城市の磐城第2保育所周辺道路の渋滞状況についてであります。保育所の送迎の車、それから周辺状況です。踏切、それから道路幅が狭い、いろんな条件が重なって、時間帯によって非常に、特に時間帯に絞られたと言っているのかもわかりませんが渋滞が発生しています。皆さんもよくご存じだと思いますが、八川地区の本当に一部のところで起こっている渋滞なので、今、どんな状態になっているかということの説明を多分磐城第2保育所の担当の方は分かっていると思いますので、今の現況を一度口頭で説明していただきたいと思います。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 磐城第2保育所周辺道路の渋滞の現状でございます。磐城第2保育所におきましては、送迎のために車を駐めていただく保護者用の駐車スペースを20台分確保し、保育所運営を行っております。しかしながら、朝夕の通勤ラッシュ時や雨の日などは周辺道路も含めて、車の交通量が増加し、駐車場の出入口付近において、駐車場に入ろうとする車で渋滞となってしまうこともあり、ご不便をおかけしているところでございます。特にお迎えが集中してしまう夕方の4時前後には近鉄電車の下りと上りの3本が行き交う時間も重なりまして、近鉄に確認いたしましたが、どうしても長く踏切が閉まってしまう状態が発生してしまうとのことです。そこで、一昨年から近隣住民のご迷惑とならないように警備会社に交通誘導員1名を委託し、月曜日から金曜日の8時から9時までと15時30分から18時30分の毎日4時間、出入口の車の誘導と混雑の整理をお願いし、安全対策を行っているところでございます。

以上でございます。

西川議長 川村さん。

川村議員 今、説明していただいたのを下手くそなんですけれども、こんなホワイトボードに描いてみました。もうどんな状態になっているのかという状況が多分言葉では分からないんですけれども、ここ八川の踏切周辺です。ここは市道木戸・八川・大畑線というんですが、この今、ピンクの色が示されているこの部分がちょうど渋滞になる。ここが西側に行きますと尺土駅になるわけなんですけれども、今はお迎えの時間です。送るときはちょっと時間差があるので、雨の日なんかもやっぱり同じような状態が起こっているわけなんですけれども、夕方の4時前後、これが今、言われたみたいに近鉄電車の下りと上りの3本が行き交う時間と重なって、踏切は閉まる。今、こう斜線しているのが車なんですけど、もうこの尺土駅に行くこの交差の部分、そして、本当に道路幅もそんなにむちゃくちゃ広いわけではないんですが、直進する車と右折する車というのが、もうはっきりと右折する車を待つ直進車がいらいらしているという状況なんです。

しかも、南側に行きますと、この葛下川のこのあたりの道路は非常に狭いんです。狭いんですが、農道、南今市のほうから来ます道、この車も来ます。疋田のほうから来る道からも車が来ます。これはもっと南で待っているというような状況もあるんですけれども、それを常に察知しながら、この午後4時前後は非常に厳しい渋滞が起こっているということ。

この対策に、今、ご答弁ありましたけれども、ガードマンを1人つけていただいている。このガードマンは、今、この出入口です、保育所の20台のパーキングの入り口に1人ついていただいています。この警備員が誘導していただくんです。誘導して、しきれない、お一人ですから、なかなかこの出入口にいるガードマンが、この道の誘導はできないという状況になっています。ということは、もちろん出入口の20台の保育園の人が入れ替わるころもちろん警備をしていただいている。この役目としては十分あるんです。しかし、この解消にその警備はなっているかと、絶対なっていないと思うんです。

私は、ここに職員のパーキングもあるわけです。職員のパーキングは、もうぎっしり車が入っています。南から左折する車、北から右折する車、これを収容しきれない状況になって

いるということは待つんですよね。待つということはちっとも解消しない。右折、右折、真っすぐが行けない。真っすぐの車が行けないんですよね。まだやっぱり南も北も行けないんです。ということは、入り口で詰まるからなんです。こんな状態が続いているという現状を近隣の方も、かなり厳しく何とかならんのかというお声をいただいております。ということは、かなりご迷惑がかかっているという状況なんです。

道を広くするとか、そんなこともなかなかできないけれども、何が原因でこの渋滞が起きているかという、保育所の送迎がやはり、特にお迎えの車が多い状態からなんです。しかも、この保育所は、さっきから言われているみたいに弾力運営されているから、たくさんの保育園児がいます。ということは、お車でお迎え行かれているというのは多分多くなっていると思います。前よりもちょっと増えているというふうなことは起こっていると思います。何とかせなあかんのですよ、この解消を。

これをガードマンがもう1人、この道側に出て誘導するというのをまずしていくのか、もう1人警備を増やすのか。それとも、この保育所の中で誘導ラインを作るのか。それにしても、この道からは入ってきます。また、西側からも住宅地ですけれども、その出入りをしていけないことはないんですが、住宅地の中に入出入りをさせますということはなかなか言いにくい状況です。しかも、この職員のパーキングは入り口まで、前のほうまでもうぎっしりなんです。この職員のパーキングも利用していける。そしたら、職員のパーキングはなくなるじゃないか。この手だてをどうするか。これは、私にもどうしろというようなことのまだ提案はできませんが、この渋滞を何とかしなければいけませんということだけを特に強調してお願いをしたい、ここの検討をしていただきたい。少しでも緩和していくような状況を作っていただきたい。

この磐城第2保育所は、特に預かっている園児が多いところですので、もうこれは前にも増してこの状況が起こっているということをお伝えしたくて、下手くそですけども、こういう形で描かせていただきました。だから、お迎えの車が前よりどのぐらい増えているのかというところは分かっているらっしゃると思いますのでその内容と、あと渋滞解消策というのは考えていらっしゃるのか、このあたりについてご答弁いただけますか。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 渋滞の解消策についてでございます。現在、交通渋滞が起りやすい15時45分から16時15分の時間帯に、お迎えに来られる世帯は約80世帯あり、定員の弾力化運用により、昨年度よりも15世帯増加しています。来年度も保育所の利用者が増えますので、早急に何らかの手だてを考えなければならないと思っております。保育所におきましても、割り振りによるお迎え時間の分散や近隣にお住まいの方には徒歩でのお迎えをお願いするなど、お手紙や掲示板により、保護者の皆様のご協力をお願いしているところでございます。引き続き交通誘導の仕方の改善を図りながら、車をご利用の保護者のご協力もお願いしながら、お迎えの車の一方向での入場をお願いできないかも含めまして、渋滞解消に向け、どのようなことができるのかを今後、更に検討してまいります。

以上でございます。

西川議長 川村さん。

川村議員 大きな事故になったら絶対いけないんですよね。特に園児を巻き込むというような、そんな事故になっては大変です。本当に、この問題につきましても早急にご検討をよろしく願いたいと思います。本日は保育所事情、2点ほどいろいろと申し上げましたけれども、本当に今回は市長の施政方針というのが出ております。非常に重大な課題をしっかりと取り組むという旨を言っていただいていますので、一日も早く市民のためにこの施策を実行していただくというようなご検討をよろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

西川議長 これで、川村優子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は13時30分、午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時27分

再 開 午後1時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、こんにちは。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

2点ございます。まず1点目、地域力向上による財政の健全化についてお尋ねをいたします。2点目につきましては、定住人口、交流人口、関係人口増加に向けて。以上2点、質問をさせていただきます。

なお、これより質問は質問席にて進めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

西川議長 増田君。

増田議員 それでは、質問に入らせていただきます。

これまでから市の財政問題につきましては、私も含めまして多くの議員の皆さん方がこの場で質問をされております。今回、改めてこのことに関しまして質問をさせていただきたいというふうに思います。

つい最近でございますけれども、1月28日、毎日新聞の掲載の記事によりますと、河合町では、役場の中堅職員で構成する行財政改革検討会議というものの中で、町の文化会館の休館、それから町民プールの廃止、このようなことを提言されて、町長にその提言を提出されたと、こういう新聞記事でございます。また、今年の3月6日の同じく毎日新聞掲載の記事でございますけれども、5日に開催をされております市議会での施政方針演説の中で、檀原市の亀田市長が財政危機を宣言し、事業の取捨選択による大幅な歳出の見直しを断行すると、こういう記事が掲載をされております。こういう記事でございます。どちらの記事を見ましても、おそらく住民の方々にとっては、いきなりこういうふうな記事を読まれて、おそらく困惑をされておるのかなというふうな気がいたします。それでは、本市の財政状況につきましてその説明を求めます。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの増田議員の質問にお答えをさせていただきます。

本市の財政状況ということでございますので、代表的な財政指標4つを用いまして説明をさせていただきますと思います。まず、財政力指数と言われるものでございます。標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを示す指標となっております。本市の数値は、平成29年度から令和元年度までの3か年平均値といたしまして0.53という数字になっておりまして、平成29年度以降、同水準で推移をしているところでございます。なお、県内12市の直近の平均値は0.57となっております。

次に、経常収支比率でございます。財政の弾力性を判断するための比率で、数値が低いほど財政の弾力性があるというふうにされておる数値でございます。本市の比率でございますが、令和元年度が98.2%、平成30年度が98.9%でございます。0.7%好転したという状況となっております。なお、県内12市の直近の平均値は98.8%という数字でございます。

次に、実質公債費比率でございます。地方債の元利償還金の負担状況を3か年平均値で表す指標ということで、一般的には数値の低いほうが財政が健全であるというふうに見られており、本市の数値は令和元年度が7.9%、平成30年度が7.3%でございます。比率は若干上昇しておりますが、財政の早急な見直しが必要とされる早期健全化基準であります25%には至っていない状況でございます。

続きまして最後、将来負担比率でございます。葛城市が全体として将来負担すべき実質的な負債の規模を表す指標でございます。財政の早急な見直しが必要とされる早期健全化基準、その値は350%となっております。本市の比率は令和元年度が57.2%、平成30年度が57.3%となっております。

最後に、財政調整基金についてでございます。平成30年度末現在高の21億4,233万5,000円から約1億4,000万円を取り崩しいたしましたものの、令和元年度末の現在で20億94万円を確保したといった状況でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。5つの物差しによって現在の葛城市の状況をご説明いただきました。私、今聞かせていただいて、そんなに好転状況じゃないと、厳しい財政状況だという感がいたしました。

次に、昨年実施をされました市長選挙におきまして、争点の1つに財政問題がございました。令和2年7月に、葛城市をよくする会が発行されましたこのチラシです。この中に、先ほど説明のありました財政調整基金の問題とかいろいろと書いてございますけれども、葛城市の財政は健全そのものです。ご安心くださいと、こういうコメントが書かれております。このことにつきまして市長の率直なご意見、お考えをお聞かせください。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 私自身、そのチラシ、今、ちょっと持ち合わせておりませんので。市民団体が出されたチラシでございますので、そのことについて私が答えるべきなのかどうかというのは、ちよっ

と疑問には感じるところはございますが、先ほど総務部長のほうから答弁いたしました。これは令和元年度の葛城市財政健全化及び経営健全化審査意見書、これは葛城市の監査委員が出されているものでございます。そちらのほうの4指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この4指標について監査委員の個別意見というところを読ませていただきたいと思います。

1番目の実質赤字比率につきまして、実質赤字になっておらず良好と認められる。なお、早期健全化基準は13.5%となっている。2つ目の連結実質赤字比率、連結実質赤字になっておらず良好と認められる。なお、早期健全化基準は18.5%となっている。実質公債費比率は7.9%となっている。早期健全化基準の25.0%をかなり下回っており、良好と認められる。将来負担比率について、将来負担比率は57.2%となっている。早期健全化基準の350%を大きく下回っており、良好と認められる。是正改善を要する事項、指摘すべき事項は特にないというのが監査委員からの報告でございます。これは毎年、決算時に監査委員から報告をいただいておりますので、そのとおりでございます。

それで、何をもって健全と言うのかというのは非常にいろんな意見があると思います。財政指標によりましてはいろいろございます。議員がご指摘になるのかどうか分かりませんが、将来負担比率につきましては、平成23年度からほぼ横並びになってきております。平成23年度の数字見ますと65.1%、令和元年度が57.2%と大体50%から60%の間を横並びに來ていると。それから、財政調整基金のほうですが、こちらのほうが平成23年度が26億円、令和元年度が20億円と、こちらのほうはだいぶ、6億円ほど取り崩しているという状況でございます。それから財政力指数、こちらのほうが平成23年度が0.589%、令和元年度が0.530%、それから実質公債費比率、平成23年度が10.1%、令和元年度が7.9%と、こちらのほうが改善しておるということでございまして、数値的に悪くなっているものがございます。経常収支比率、こちらのほうが平成23年度が82.2%、令和元年度が98.2%というところでございます。私が市長に就任させていただいたのが4年前になりますので、平成28年度が96.8%、平成29年度、引き継いだときが95.6%と、初年度がそういう結果になっておりまして、やはりこれは増加傾向になっていると、若干減ったり増えたりというような並びはありますが、そういうふうな傾向になるということでございます。

この指標の中で考えてみますと、財政的にはいろんな指標があるんですけども、将来負担比率等を見ても、そんなに変わっていないのかなという気はいたしますが、極端に数値が落ちている部分につきましては、経常収支比率のほう落ちております。ということは、何があるかといいますと、財政の硬直化が起こっているという認識を持っております。

一般会計の規模におきまして、義務的経費の、例えば人件費、扶助費、公債費、人件費のほうは分かりやすいですから説明は除きますけども、扶助費のほうは社会保障制度によりまして、例えば障がい者の方であったりとか、生活困窮者の方であったりとか、高齢者の方であったりとか、いろんな方への保障の制度、そちらに費やす費用が毎年のように1億円ほど伸びてきているというのが現実でございます。それと、あと公債費、こちらのほうは過去におきましての借金の返済の元金と利子の部分でございます。こちらのほうも、やはり1億円

弱が毎年ずつ伸びてきているというのが実情でございまして、そのことによって、やはり財政の硬直化が起こってきているというような財政指標でございます。

決して財政の全体をもって、私はそんなに葛城市が極端にひどいという状態ではない。監査委員がおっしゃるように健全な財政であるということは事実でございますが、財政の硬直化が起こっておることについては、かなりやはり改善をこれからしないといけないという認識を持っておるとというのが私の見解でございます。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 市長のほうから丁寧に、いろんな指標を基準に、また、監査委員のご意見も含めてコメントいただいたわけでございますけれども、今回の質問をさせていただくに当たりまして、パネルを議長の許可を得まして使用をさせていただきます。また、お手元に分かりやすいようにということで、その写し、コピーも皆さん方のお手元に配付をさせていただいております。

先ほど、市長のお話の中にもございましたように、一番気になる経常収支比率、ここの数字については、市長のほうからもあまりよくない方向に行っているよと、こういうふうなことでございます。これは県のほうから公表されております「あなたのまちの財政状況」です。この資料、これは葛城市のホームページからも入っていつでも見ることができる資料なんですけど、毎年相当数のページにわたって、約50ページぐらいにわたって分析をされておるといふ数字でございます。これには、今、申し上げました経常収支比率、つまり、税収の収入に対する事業等で支出をしました費用の割合をデータ化した数字でございましてけれども、この表は、経常収支比率のほかにも県及び全国のこの率の平均値、それから県及び全国のランキングを表に表したものでございます。

棒グラフの赤いラインが葛城市の経常収支比率、それからその横の水色が全国の平均値、それから右の端のグリーンが奈良県の平均値、黄色い折れ線につきましては全国ランキング、それから黒い折れ線が奈良県のランキングを示しております。

これを見ますと平成18年度から平成26年度までは、ほぼ葛城市の経常収支比率は80%台で非常に好調に推移をしておったと、県内ランキングにおきましても39市町村中の10位以内、一時期は1位、県内で一番経常収支比率がよかった時期も平成19年度ですか、あったと、こういうふうな状況でございました。

健全度で評価いたしますと、健康状態というのがこの平成26年度まで、それから平成27年度以降につきましては、この診断をするに当たってのボーダーラインと申しますか、基準が全国平均を上回るか下回るかというのが、この診断基準のボーダーラインというふうに伺っておりますけれども、平成27年度以降につきましては全国平均値を上回って、要するにここから、平成27年度から要治療という診断が葛城市に下されておると、こういうことでございます。さらに、平成30年度におきましては、一番重い診断を受ける100%の寸前の98.9%というところまでこの経常収支比率が悪化をしておると、こういう状況がこのグラフで見ただけで分るかなというふうに思います。ちなみに、この時点でのランキングは、奈良県39市町村中の25番目、悪いほうから14番目でございました。

全国におきましては、これあんまり全国というのは比較する機会が少ないんですけども、この資料では全国ランキングも出ております。全国1,741市町村のうち1,650番目、悪いほうから数えて91番目という状況でございます。県内には先ほども申し上げましたように13、本市より悪い市町村はございますけれども、本市におきましては全国1,650番目の経常収支比率ランキングやということをご承知おきをいただきたいというふうに思います。

私、ちょっと先ほどの市長の最初のコメントのこのチラシ、あんまり読んでないし、分からんということなんですけれども、支える方々がこういうふうに健全そのものです。ご安心くださいと、こういうことで市民の方、これを見て、ああ、安心やなど、健全やなどと思って、いろんな今後の厳しい状況の中で、市民に対してご協力なり理解なりを求める機会に、ちょっと誤解を招くような記事なんかという懸念をいたしましたので紹介をさせていただきました。

私は、このようなあまりよくないといえますか、先ほどのグラフ見ていただいて、徐々に悪い方向に進んでいること、こういうふうなことは市民に対して分かりやすく状況を説明するべきであると。県が出しておるように、こういうあなたのまちの財政状況と、非常に市民向け、住民向けに分かりやすい説明を、例えば、私たちのまちは大丈夫というところから住民に対して紹介をしておると、こういうことでございまして、地方自治法第243条の3、ここにもそういう住民に対して分かりやすく説明をするべきだと、こういうふうなことも自治法でうたっておるということでございまして、財政が悪化をして、今まで行っていたこの行政サービスがある程度制限をする、そういう場面におきましても、前もって市民の皆さん方がこの財政状況厳しいんだと、みんなちょっと気を引き締めて市に対してご協力を願いたいと、こういうふうな説明があらかじめあれば住民の理解、合意も得られやすいのではないかと、こういうふうに思うところでございます。

このような丁寧な分かりやすい情報伝達、全国でも多くの自治体がこういうふうなことに力を入れて資料等を作られております。最近では、葛城市のホームページもリニューアルされて、非常に市民に分かりやすい形態でリニューアルをされたというふうに聞いておりますけれども、これはあくまでも1つの手法でございます。また、広報誌に書きましたと、これも1つの手段でございますけれども、もっとそれ以上のいろんな手法を使っていただいて、周知徹底をしていただく必要があるのかなと、こういうふうなこともお願いしたいなというふうに思います。

行政に対する市民の理解、このようなこともこの周知徹底によって深まっていく。官民協働によるまちづくりも進みやすくなるというふうに思われますので、よろしく前向きなご検討をお願い申し上げたいというふうに思います。市民に対する行政サービス、これにつきましては、これで十分というふうなことはございません。しかし、必ずしも全ての負担を行政だけで担わなくても、住民と、先ほど申し上げましたような協働、公と民とが協働で行えるものもたくさんあるのではないかなと。現状の職員の業務の中で、このような住民のご協力、こういうものを借りながら行っておられるような事業、コロナ関連であったり高齢者福祉業務、防災、いろんな面でこういう事例があると思うんですけれども、このような事例ございましたらご紹介をいただきたい。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの増田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、市民の方々からご協力をいただきながら進めております市の事業といたしまして、私から代表的な事例を幾つか紹介させていただきたいと思います。市の財政的負担軽減だけでなく、少し広い意味の協働という部分もございますがご了承いただきたいと思います。

従前より葛城市の未来を担う子どもたちの通学時に、各地域住民の方々ボランティアで見守りを行っていただいているというもの、それから、また自分たちの地域は自分たちで守るんだという信念の下、自主防災組織を立ち上げ、活動をいただいている方々、それから子育て支援センターでつどいの広場における保育介助、それから保健福祉部門では地域福祉計画の理念に基づく生活応援サポーター、それから介護予防リーダーの養成について市が支援をし、市民自ら活動いただいております事例、また、各学校におきまして地域コーディネーターという方を中心に学校支援ボランティアの方々が校内の花いっぱい運動ですとか、授業支援、こういったものを行っていただいております。

加えましてJAならけんですとか、市民生活協同組合ならコープ、こういった民間事業者との協定に基づき、高齢者世帯訪問時の状況確認ですとか、気がかりな事案の報告といった連携、協力をいただきながら、行財政負担の軽減を図らせていただいているという状況で、今後も更に拡充をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、市民の皆様にも市の財政状況をお伝えする方法といたしまして、先ほど議員紹介いただきましたホームページですとか、広報かつらぎに、より分かりやすいようにというような形でグラフですとか、市民1人当たりの金額を用いて説明を掲載させていただいておりますが、それ以外の方法につきましても更にいろいろな方法等、工夫を凝らし、周知を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。こうやって従来からといいますか、協力を得ながら官民一体の協働による活動を行っていただいておりますということをご紹介いただいたわけですが、内閣府の社会意識に関する世論調査と、こういうものによりますと、社会のために役立ちたいと思っておられる人の割合が約63%であると、こういうふうなご報告がございます。特に社会で活躍されて第一線から離れられた方々は、特にこのような思いをお持ちの方が多いいというふうに伺っております。

私の知人からもこのようなお話を聞きました。その方は、もう60歳を超えられて、とりあえず元の会社にお勤めだということでございますけれども、遠方におられて、地元に戻って自分の経験が役立つのであれば、喜んで協力をしたいというふうなこともおっしゃられておりました。私は、このような力が地域力であると、こういうふうに私なりに解釈をしております。今後の行政には、このような力をたくさん持つことが求められておるといふふうに感じます。

先ほどから説明したような財政状況の中、今まで行ってきた各種事業や公共施設を安易に縮小するのではなく、住民との協働によって守れるものは守っていただきたい、こういうこ

とを強く望むところでございます。このことは、単に行政負担の軽減対策というものだけでなく、高齢化が進む中での市民の生きがいの創造であるというふうにも思うところでございます。

本市の行政サービスは、近隣の市町村と比較すると非常に充実をされておるといふふうに私は思います。私は、これが本市の魅力であると、住みよいまち、全国31位、これに私は結びついておる業績であるといふふうに思います。厳しい財政状況の中であっても、必要な方への必要な行政サービスは維持向上していただきたいということを願うところでございます。

例えば公民館、文化会館などで実施をされております各種講座や教室、これも非常に他市と比べて充実しております。重複する講座であったりということで、いろんなご意見も頂戴しているわけでございますけれども、それなりにそれぞれが必要不可欠な講座であり、教室であると。これが葛城市の文化レベルの向上につながっていると、こういうふうには思うところでございます。

このような取組も財政問題を理由に減らしておくといふふうなことになるように地域の力を借りていただいて、もし、経費節減といふふうな課題があるのであれば、そういう皆さん方の協力も得ながら、住民の協力も得ながら継続していただきたいと思うところでございますけれども、教育部長の所見をお尋ねいたします。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

中央公民館及び當麻文化会館におきまして、かねてより各種の運動や趣味の教室等を開催してきておりますが、毎年3月までに翌年の募集要項を作成いたします。その作成時におきまして、申込みの少ない教室や内容の似通った講座などにつきまして開催の協議をしております。市民文化の向上や生きがいつくりのため、引き続き中身を精査しながら行政負担を抑えるべくボランティアの活動も視野に入れながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 よろしくお願いを申し上げます。ただ、こうは言っても必要以上の行政サービス、これは見直しも必要であると私も感じております。従来から慣例で支出をされております補助金、こういうなことも予算、決算のたびにご意見として出ておるところかといふふうに思いますけれども、現状、そういうふうな補助金が適正かどうか、このような分析、どのようにされておるのかお尋ねをいたします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの増田議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、財政運営上の経費の削減ですとか、費用対効果面のご質問といふふうには受け止めまして、私のほうから答弁をさせていただきます。各年度の予算編成におきまして、経常経費の削減ですとか、施設や設備、機械の保守委託、それから清掃委託等、こういったものを全施設、一定程度のまとまりでまとめて発注することで経費の節減を図り、市の単独事業といたしまして団体補助金ですとか、事業補助金を支出しているもの、また、当初は国等の補助

制度としてスタートしたものの国等の補助金が廃止され、そのまま残存している事業、それから扶助費等について時代の変化とともに不要となったもの、また、効果が少ないものがないのかというところを、また、継続するとしても対象や方法を改めるということで最大の効果が得られないか、こういった視点で査定を行っている状況でございます。

なお、議員、おっしゃっている団体等の補助金の話でございますけども、令和3年度におきまして団体の活動状況ですとか、会計状況について、今まで以上に詳細に調査、聞き取り、確認した上で、一定の条件を満たさない団体等には補助金支出を控える等の措置を現在、検討しているところでございます。

西川議長 増田君。

増田議員 このような精査も必要かと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

今後とも必要な方に対する必要な行政サービス、これは充実強化を維持向上していただきたい。それには健全な財政基盤、これが必要でございます。行政と住民、一丸となった財政健全化に向けての意識の向上、事業の充実に取り組んでいただきたいということをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、人口問題につきましてお尋ねをいたします。人口の分類につきましては、一般的に定住人口のことを3万7,422人と、こういうふうな数字でお示しをされておりますが、これ以外にも観光で訪れられるような交流人口、それから関係人口等の分類がございますが、それぞれどういう意味をしているのかお尋ねをいたします。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの質問でございます。定住人口、交流人口、関係人口はどんなものかということでございます。まず、定住人口ですが、これはその地域に居住する人のことでございます。交流人口は、地域外から観光やレジャー、通勤や通学、買い物など、様々な目的でその地域を訪れる人のことを指します。また、関係人口につきましては定住人口でもなく、交流人口でもない、その地域を行き来する人やその地域内にルーツのある人、過去に居住していたり、勤務していたりといったその地域と多様に関わる人を指す言葉とされております。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。ちょっと資料といいますか、今、おっしゃられたように3つに定住、関係を示しておるこの表でございますが、この3つの人口を増加する、これは定住人口については財政の問題であったり、それから交流人口については地域の産業、それから観光等に影響があると、関係人口につきましてはある意味、応援団といいますか、この地域の葛城市が出身であったりとかというようなこと、関係の深い方というふうな説明ございました。いずれもそれぞれの増えることによる効果というのが期待されるところでございますけれども、それぞれの人口が増えることによって、どういうふうな経済並びに地域効果があるのかお尋ねをいたします。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 ただいまのそれぞれの人口の増加のメリットということでございます。まず、定住人口が増えるメリットは、地域の活性化が図れるとともに、将来に向けての地域づくり施策を安定的に継続して進めることが可能となることが大きなメリットであると考えております。関係人口が増えるメリットは、地域の人口減少や高齢化による地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域外の多様な人材が地域づくりの担い手となることが期待できまして、地域の活性につながることを期待できます。交流人口が増えるメリットは、主に観光やレジャーで訪れることにより、その地域や住民とのふれあいの機会が増えることにより、将来、その地域へのU I Jターンの基礎を形成することとなり、移住、定住につながるることとなるほか、地域経済の活性化への効果などがあると考えられます。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。一般的に、これ3万7,000人にこだわることなく、あらゆる葛城市に関係をする人が多くなるように、こういうことが非常に経済効果が高いと、こういうふうなご説明であったかと思えます。

市長はその公約の1つに、5万人チャレンジというものを挙げられております。これは先ほどの説明の中の定住人口のことを指しておられるというふうに認識をしておりますけれども、私はこのチャレンジにはかなり難しい、無理といたしますか厳しいものがあるのかなとは思いますが、また、これを本当に5万人ということで取り組むということになれば、相当の教育施設等の市の備えが必要になってくるということで、そういう面で危惧をするところもあるかというふうに思いますが、今回はそのこととは別の角度で質問を続けたいというふうに思います。

まず、定住人口を増やすという対策についてでございますけれども、今、市内の各地域でミニ住宅開発が行われております。これによって市外からの転入者が増加をして人口増加につながっていると、こういうふうな分析かなと思えます。先ほど申しあげました東洋経済新報社の全国812市区を対象に20の指針でランキングをされておると、住みよさランキング2020では本市は31位というランクをされております。これは近畿で2番ということで、非常に誇れることであるというふうに、この31位だけを捉えたら評価できるんです。ところが、これ何をもっていいんだ、どこがその市の魅力、31位になる根拠なんだと。これをもうちょっと具体的に、皆さん方にお示しをするべきかなとも思うんですけれども、具体的なこういう指標のいいところについて、悪いところもひっくるめて分かっていたらお聞きをしたい。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 ただいまの東洋経済新報社が行っております住みよさランキングの評価基準でございますけれども、いいところのほうを私のほうから説明させていただきたいと思えますが、その算出指標としての安心度、利便度、快適度、富裕度の4つの客観的な視点から20の指標を用いまして算出されております。これらの総合順位が葛城市は全国31位となっているところでございますが、この4つの視点別の順位を見ますと、安心度が52位、利便度が633位、快適度が11位、富裕度が364位となっております。快適度と安心度で高い評価を得ている

状況でございます。

この高評価でございます快適度と安心度についての指標を見てみますと、快適度に関する指標では、転出入人口比率が全国で29位、水道料金が全国で82位、また、安心度に関係する指標では子どもの医療費助成が全国3位、老年人口当たり介護老人福祉・保健施設定員数が全国で13位、20歳から39歳女性人口当たりの0歳児から4歳児数が全国59位となっております、特に子育て環境に関する施策が高評価につながっているものと考えております。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。今、ご説明ございましたように快適度、安心度で、非常に全国的に誇れる評価を得ておると、そういう業績であると、こういうふうなことでございました。ただ利便度、富裕度に関しては若干低い数値になっておると、こういうご答弁でございました。

次に、観光などで本市を訪れる交流人口につきましては、今後もっと増やしていくというふうなことで、魅力の発信等が必要であるというふうに思うわけでございますけれども、身近に住んでいても市民ですら気づかない観光スポットも、私はまだまだ葛城市には存在するのかなというふうに思いますけれども、観光のPR、交流人口増加に向けての対策、このようなことはどのように取り組まれておるのかお尋ねをいたします。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 交流人口の取組状況についてということでございますが、葛城市にとっての交流人口につきましては、観光で訪れる人が主なものであると考えております。これまでは観光プロモーションを中心に内外からの観光客の誘致を行ってきておりまして、その数も順調な伸びを見ていたところでございますが、今回のコロナ禍の影響で、特に海外からのインバウンドの観光客がほとんどなくなった状況でございます。この回復のめどはなかなか見通せない状況でございますが、いわゆるアフターコロナを見据えて、今後も葛城市の魅力発信を継続して行うとともに、その発信方法についても研究を行いまして、より効果のあるものを取り入れ、交流人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 観光につきましては毎年といいますか、度々リーフレットなり作っていただくんですけども、なかなかこれといった定番的なリーフレットもあるようがない。あちこちからいろんな資料をいただいて、もう少しまとまりのあるというんですか、そういうものにしていただいたらどうかというふうなことを感じております。

それから、3つ目の人口の問題でございますけれども、関係人口につきましては以前、奥本副議長からもご紹介があったかというふうに思いますし、この関係人口につきましては、あんまりこういう場で議論なり検討もされておる機会は少ないのかなというふうに思いますけれども、先ほど私が少し申し上げましたように、ここには関係人口のことを風の人、こういうふうにして書いておるんですけども、要するに行き来する人のことです。常に葛城市に何ら

かの事情で来られる人。それから、もともと葛城市に住んでおったんだと、葛城市のことはよく知っているんだという方です。それとか、過去に滞在をしていたんだとか、過去に勤務をしていたんだと、非常に葛城市のことをよく知っているんだと、ある意味、葛城市大好きとか、気になるというふうな方を関係人口というふうに言うんですけれども、私はこういう方の影響というのが非常に、ほかで威力を発揮するのかなと。あまり住んでいる者からどうこうという発信はする機会もないんですけど、ほかの人の評価というのが一番率直な、客観的な見方をさせていただいて、今後の葛城市のいろんな面での応援、協力の人たちになるのかなと、こういうふうなことから必要性が問われているわけで、関係人口の増加をする効果が高いというふうに思われるという理由でございます。

以上のような人口対策、総合的なこういういろんな面の人口対策につきましては、先ほどご紹介あったような観光パンフレットによって観光人口を増やすんだということだけではなく、観光に加えて、葛城市にはあんなおいしい食べ物があるんだ。また、先ほどご紹介にあったような住みよさランキングの指標に出ておる、こんなに環境、行政の施しが高いんだとか、行政サービスが非常にレベルが高いんだとか、本市の魅力、こういうものを総合的にリストアップしていただくような、交流人口も定住人口も関係人口にも関係してくるような、そういうリストアップをして冊子にまとめると。

私、たまたま、これちょっとここで紹介する名前と違う名前でイメージしていて、ここに何々まちええとこ100と書いています。私、葛城市ええとこ100選にしたらどうですかとこう言おうと思ったんですけど、もう既にそういうことをされておる自治体があったので、先にやっぱりそういうことに取り組んでおられるんだということで、ちょっとコピーだけしてきたんですけども。

私の提案は、「行ってみたい、住んでみたい、食べてみたい葛城市100」、こういうふうな1つのええとこを満載した葛城市を紹介する、また、住んでおられる方にも自慢するような、こういう1つの冊子、パンフレットをリストアップを広く広めていくというふうな提案をさせていただきたいということで今回質問に立たせていただいたということでございます。この提案に関しまして、阿古市長のご見解をお尋ねいたします。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。議員のご指摘の提案は、まさにそのとおりやともう感じておりますし、その方向で取組というのは、実は進めておるところでございます。定住人口、交流人口、関係人口と3人口につきましてのご意見をいただきました。

定住人口につきましては、ある種住みよいまちづくりをすることによって、先ほど東洋経済新報社のほうの評価もございましたけども、全国的にも非常に住みやすいまちであるという評価をいただいております。その一番の要因といたしましては、やはり子育て部門での支援が厚くさせていただいているところが大きいのかなという思いがございます。そういう意味におきまして、かなり葛城市は住みよいまちであるというブランドがそろそろできつつあるのかなという思いがしておりますので、更にその取組というのは進めていく必要があるの

ではないかという思いがしております。

関係人口につきましては、今現在、工業ゾーンの整備並びに各農業支援ですとか、特にこれから労働力が必要になってきます部分につきましては、葛城市は人口増に向かうエリアでございまして、工業的なものの、やはり誘致も含めた中で、関係人口も増やしていかないといけないのかなという思いがしております。

また、交流人口なんですけど、こちらのほうがインバウンドのほうでは、ここ数年、非常に毎年倍増するような形で、ある施設は増えてきたんですけども、今回のコロナの問題によりまして、ほぼ令和3年度につきましては半減するであろう、それ以下になるであろうという覚悟を持っておるところでございまして。それと交流人口が、この葛城市がいろんな発信はするんですけど苦戦しているところが何にあるのかということを考えてみますと、葛城市だけじゃなくて、やはり全国的に、特に奈良県というのは国宝であるとか、観光資源が非常に豊かなところであります。その中で、葛城市は、いや国宝がいっぱいありますよ、こういうようなものがありますよと進めた中でも、やはりその競争力ということになりますと、なかなか難しい部分があるのかなという思いがしておりますが、その競争力を単純にその観光資源の数であったりとか、観光資源の内容というものではなくて、ある種違う方法でカバーできないのかなという思いを持っております。

議員がおっしゃっていただきました食べ物でありますとか、例えば景観でありますとか、これも景観も、例えば、それが世界遺産になるような景観ではなくても、日本遺産になるような景観ではなくても、私はこの景観が好きなんですというのを、実はこの景観計画の中で考え方として取り入れて、さらに、それを聞いていただきました観光ボランティアの方々が、このたび私の好きな場所、20名ほどの方ですねけど、その1つ1つをパンフレットに20周年記念誌として作られたような形でもございます。ですので、ある種葛城市自体は、非常に観光資源は豊かやと思うんですけども、まだまだ全国的には豊かなところがございまして、それと対抗できる何か違う手法の考え方が必要ではないのかなという思いもしております。

定住人口、関係人口、交流人口、ともに葛城市は活力のあるまちづくりを目指しております。住みよいまちづくりをすることによって活力のあるまちにつながるように、これからもご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

西川議長 増田君。

増田議員 どうもありがとうございます。私は、先ほど市長のお言葉にありました、何か足りないもう一つというその中には、私は人、偉人、たくさんの葛城市から輩出された偉人、それから物語、なかなか語るいろんな要素はあるんですけど、歴史をあまり語られてないのかなと、そんな気がします。そんなことも観光のスポット、また地域の魅力としてどんどん発信をしていただきたい。それから先ほど申し上げました、行ってみたい、住んでみたい、食べてみたい葛城市、これをぜひとも、この3人口の増加に向けて作成をしていただいて、今、増えている、微増であるということに甘んじることなく、堅実、確実にこの人口増加が図られるような対策を、効果的な対策を講じられることを切にお願いをいたしまして、私の一般質問、

終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

西川議長 増田順弘君の発言を終結いたします。

次に、6番、谷原一安君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、谷原一安君。

谷原議員 皆さん、こんにちは。日本共産党の谷原一安でございます。今回、議長の許可を得まして一般質問に立ちますけれども、2点質問したいと思っております。

1点目は、人に優しい安全な街づくりということで、用水路の転落防止及びベンチの設置について質問いたします。2つ目は、大和高田バイパス未整備区間について質問したいと思います。

これよりの発言は質問席にて行います。

西川議長 谷原君。

谷原議員 それでは質問させていただきます。まず最初に、用水路や側溝への転落事故防止について質問いたします。この問題につきましては、昨年、令和2年6月定例会におきまして増田議員が一般質問されております。その前の月の5月24日に、近隣地区で用水路へ転落して死亡事故が発生したことを紹介しながら、水路転落防止対策について質問されました。その一般質問の内容も踏まえまして、今回私も質問させていただきたいと思っております。

と申しますのは、昨年の11月及び12月に大字北花内で2件、いずれも高齢の方が水路に転落されて、お二人とも骨折して、そして救急車で運ばれております。つまり、6月以降もこうした大きな事故があったわけでございます。そこで、お伺いしますけれども、葛城市内の水路転落事故について把握されていますでしょうか。6月定例会で一般質問で回答されておりますけれども、それ以降の事故件数でも構いません。把握されているかどうかについてお伺いします。

西川議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本です。よろしく申し上げます。

救急搬送された方につきましては、消防署よりデータの提供を受けて把握しております。ただし、それ以外の連絡等がない転落事故につきましては把握しておりません。令和2年6月1日以降の事故件数及び事故現場についてでございますが、令和2年12月31日までの7か月間で、18の大字において27件、27か所の溝または水路に関する救急事案があったと報告を受けております。

以上です。

西川議長 谷原君。

谷原議員 ありがとうございます。引き続き、これは消防署から連絡を受けたわけですから、いわゆる救急車が出動した回数であろうかと思っております。私も先ほど紹介した事故を伺いまして、葛城消防署及び奈良県広域消防組合に、この葛城市内での水路転落事故、データあればぜひ提供していただきたいということでお話しして提供を受けました。そのデータについては葛城市にも送付しますということですから、同じようなデータを見て、今、ご答弁があったかと

は思うんですけども、確認のため質問しますけれども、こうした用水路の転落事故について、事故のたびごとに警察ないし消防署から、こういう事故がありましたということで葛城市に連絡があるのでしょうか。あるいは定期的に、1年に1回、半年に1回、消防署ないし警察からデータが送付されてくるというふうになっているのでしょうか。このことについてお伺いします。

西川議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。その事故の都度に連絡があるかという問いでございますが、連絡はございません。定期的にそういう情報もいただいているかということも質問にありましたが、そういうこともございません。

以上です。

西川議長 谷原君。

谷原議員 つまり、先ほど事故の件数につきましては、私が一般質問をする前に消防署にデータいただいたと、そのデータは葛城市にも送付しますよと。それを基に報告されていたわけですが、答弁されたわけですが、つまり、葛城市が事故について、その都度連絡受けることもないし、また、葛城市から消防署や警察に連絡しなければ、データがそちらから来るというふうな体制にはなっていないということでもあります。つまり、事故の把握がその都度、葛城市ができていないということなんでありまして。

事故を未然に防止するためには、転落事故の起きたところを検証して再発防止を取ることになるわけですが、何よりも事故があったということが分かっていたら、これ対策の取りようがないんです。救急搬送の資料を見ますと、私はこれ非常にゆゆしいことだと思ったのは、葛城市が管理している公園で4歳の女の子が側溝に転落して救急車で運ばれているということ、書いてあります。ところが、これ葛城市把握してないわけですから、また起こる可能性がありますよね。だから、まずは把握するということが大事なんだと私は考えるわけでありまして。

次に質問いたしますけれども、過去の水路転落事故について把握されている場所があると思います、それなりに葛城市として。その場所については過去の転落場所、そこに事故があったということについては、何らか記録を蓄積されているのでしょうか。そのことについてお伺いします。

西川議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。水路転落のあった場所についての記録でございますが、通報のあった事案として記録はしております。これまで、その都度現地を確認した上で区長なり水利組合なりに協議をし、その都度対策をしておりますので地図上等で記載する等の整理は行っておりません。

以上です。

西川議長 谷原君。

谷原議員 その都度、把握したものについては地元の区長とも相談し、対応を考えているということで、その記録をその都度、この場所で何件というふうに意識して、こういうことを把握され

ていることではないというふうにお聞きしました。

私がこのことを問題にしますのは、市議員になって1年目だったと思います。国道24号線の白光田池東交差点、ちょうど和楽心というお店があります。その和楽心というお食事処ですが、その北側に深い水路があるんです。そこに自転車を走行中、反対側のお店から出てきた車に驚いてその深い水路に転落されて、大腿骨骨折されるというけがで救急搬送された方がいたというお話を伺いまして、その方が退院された後、お宅に伺いました。どうい状況でどうだったかということ聞きに行ったんです。そしたら、そのときにその女性の夫である方からこんな話聞いたんです。救助に来た救急隊員が、この場所は過去に何度も人が落ちて救急車が出動している場所ですよと。

つまり、何度もそこ落ちて大けがされているんですよ。私は、これは大変だと思いました。もし私がそこで動かなかって放置していたら、また人が落ちて大変なことになるということで、地元の市議員にもご相談をし、また、その地域の土地改良区の理事長にもお会いして、大字区長をお尋ねして、そして、大字からこの対策を要望いたしました。今は、関係者のご努力によってついております。しかし、このように1件の事故を聞いて、それぞれの人動いていくというのでは、もう何年たってもこれ危険箇所はそのまま放置されるのではないかとということで、今回あえて同じ場所で落ちているのではないかとということも含めて、今、質問したところなのであります。

ちなみに、先ほど紹介しましたこの奈良県の広域消防組合からいただいた資料は、令和元年1月1日から令和2年12月31日までの2年間の葛城市内での救急事案です。溝または水路の転落ということで、テキストにそういう事案のものがあるものについて抽出していただいたわけですが、トータルでここには37件のデータが紹介されていますけれども、18の大字で発生しているわけですが、自転車及び歩行者による転落が大変多いということがわかります。

また、交通事故に遭われて、跳ね飛ばされてそのまま水路に転落されたという方もおられます。交通事故と水路転落で2度大きなけがを受けるというふうな事故も起きているわけですが、これらの中に、場所を1つ1つ地図で確かめると、同じ場所ではないですけど同じ水路で同じ道路、すぐ近くで事故がやっぱり去年と今年起きているんです。つまり、そういうふうな繰り返し事故が起きる水路があるということが分かると思います。これは過去2年間だけですから、もっと前に遡ったら同様の危険箇所があるということがあるかもわかりません。そこで、伺いますけれども、市道に沿って流れている側溝、または用水路に転落事故があった場合に、その市道及び用水路の施設管理者は誰になるのでしょうか。

西川議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。市道及び用水路の施設管理者は市でございます。ただし、清掃や泥上げなど、日常の維持管理につきましては区のほうで行っていただいております。

以上です。

西川議長 谷原君。

谷原議員 施設管理者は市であると。水路の泥上げ等、そうした管理は土地改良区なり、水利組合が地元がやっているということでもありますけれども、施設の管理者は市なわけですよね。私がこのことを質問したのは、損害賠償裁判の関係があるからであります。全国で用水路転落事故に関わる損害賠償請求訴訟が起きております。裁判の事例、私、幾つか見ましたけれども、大半は注意しておれば転落しなかったということで、基本的には歩行者に責任があるというものが多というふうに認識しましたが、しかし、これは平成9年1月28日の最高裁判決において、こういった判断がされているんです。つまり、これは分かりやすく言いますが、過去に転落事故が発生し、重大な事故に至る可能性のある場所においては市道の設置、または管理に瑕疵があるかどうか、しっかり審理を尽くせと。つまり、それまでだったら不注意で済んでいた判決が、過去に何度も落ちている、しかも重大な事故になっている、それは具体的に調べて審理しなさいということが出てきたんです。これはもう平成9年ですからだいぶ前です。

昨年、ちょうど1年前の令和2年3月に、農林水産省が土地改良区、これは設置管理者が土地改良区の水路もありますから、土地改良区に向けて次のような手引を出しているんです。農業用排水路における安全管理の手引、こうしたものを昨年発行しております。その中に、用水路の人身事故に対する賠償責任保険の加入状況を調査しております。全国の土地改良区ですけれども、その保険の加入率は平成24年度で16.5%、平成28年度で49.4%、この2度調査しているわけですが、いずれも損害賠償保険に入っている土地改良区が増えております。そのことをわざわざ農林水産省も、こうした手引書を作って紹介しているわけです。また、全国の都道府県の土地改良区がきちっとそれぞれの県内の土地改良区に対して、こうした保険について紹介すると、そうしたこともやっていますかということ国は調査しております。

つまり、どういうことかと申しますと、用排水路の転落事故について、これまでは本人の不注意だったということは判例が多くありましたけれども、最近に至って、こうした状況、大きく変わってきているということなんです。これはマスコミなども、その用排水路については大変注目しておりまして、私が奈良県広域消防組合にこのデータ抽出をお願いしたときに、大変ご苦労なことですけれどもと言いましたら、いやいや新聞社からも問合せ、今ちょうど来ていましたからやっているところですから、ああ、いいですよというお返事でした。つまり、社会全体の関心が大変この転落事故について高くなってきているということなんです。

そこで次に、今度は通学路のことについてお伺いいたします。通学路における用水路の転落事故について把握されていますでしょうか。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。ただいまの質問に対しましてお答えさせていただきます。

児童・生徒の事故につきましては、学校を通じて学校教育課に連絡がありますが、少なくとも過去2年間におきましては重篤事故はございません。また、通学路点検時に児童・生徒が水路に転落したので柵を設置してほしい案件がありますが、転落理由は友達とふざけてい

たや前を見て歩いていなかったであります。通学路点検では、地元水利組合との協議の上、設置可能箇所のみ、随時設置していただいております。

以上でございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 今、前を向いていなかったからとか、ふざけていたからとかいう理由だということですが、これも通学路ですから子どもはふざけるし、前を見ないこともありますよ。それで落ちたと、これとても安全な通学路とは言えませんよね。学校というのはそういうものだと思いますから、子どもというものも含めて。ちょっとこれは確かに理由としてはそうなんですけれども、じゃあ行政として、それで済ませるかという、私はそうではないと思います。これは安全を確保するというのが大前提だと思います。

そこで、通学路についてはグリーンベルトというものが、緑の路側帯が引かれていますけれども、この目的は何なんでしょうか。また、そういうグリーンベルトが敷設されているところでも転落防止用の柵がない用水路に沿ってグリーンベルトが設置されているところありますけれども、それはなぜなのかお伺いします。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

グリーンベルトとは、ドライバーが車道と路側帯や車道外側線を視覚的に、より明瞭に区別できるようにして交通事故を防止することを目的として設置するものです。また、ガードレールや柵のない用水路に沿ってグリーンベルトを設置しているのは、もともと車道外側線とは、車両が通行するときに端に寄り過ぎると危険であると示すものであります。また、路側帯とは歩行者の安全のため、車道と分離することによって基本的に歩道と同様に扱われるものであります。つまり、車両が用水路に転落しないよう車道外側線が設置されて、それを路側帯として通学路となり、児童・生徒の安全を考慮して通学路点検の結果、グリーンベルトを設置していただいたものであります。

以上でございます。

西川議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。今、教育部長からの答弁もありましたが、グリーンベルトというものはそういうものでございまして、通学路点検時に近接する道路の歩道や歩道橋、また横断歩道の位置等を考慮いたしまして、地区区長、PTAにも確認し、設置を行っております。

以上です。

西川議長 谷原君。

谷原議員 今、教育部長のほうから路側帯と車道外側線ですか、これどういう違いがあるんですか。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問です。先ほどの説明の中でもちょっと紹介させていただいたんですけども、車道外側線といいますと車両が通行するときに端に寄り過ぎると危険であると示すものです。それと、路側帯とは歩行者の安全のために車道と分離することによって基本的に

歩道と同様に扱われるものということになっております。

以上です。

西川議長 谷原君。

谷原議員 分かりにくい説明なんですけど、簡単に言えば歩道がついている道があります。国道、県道、両サイド段差が高くなって歩道がついております。その横にも白い線が引かれています。これは車道外側線です。その内側と歩道の間は歩道ではありません。これは車が通れるんです。ところが、歩道がない道路があります。市道なんかはほとんど歩道が設置されていません、段差をつけて。そういう場合は車道に、これ白い線をつけます、これも車道外側線です。その場合は路側帯です。つまり、内側は歩道になるんです。歩道なんですよ。つまり、段差のある歩道と違って、段差のない歩道のところは白い線が引いてあるところ、これも車道外側線になりますけど、その場合は路側帯ですよ。中は歩道になるんです。

つまり、歩道になるところに通学路の場合は目立つようにグリーンベルトをしていると、つまり、ここは車が通ったらあかんのです。駐停車はできます。これは道路交通法で皆さん免許証、持っておられるから分かると思いますが、横断もできますけれど。その白い線は歩道ですから、横断歩道を渡っている人をはねると車道を渡っている人をはねるのはもう全然違いますから。この路側帯、通学路の中は車は入って走ったらあかんのです。だけど、それをよけるために子どもが落ちる。これは本末転倒なことなんです、実際には。そこに防護柵があれば、これは車が子どもに当たったら、責任は100%車にあります。ところが、道路から子どもが転落した場合、歩道ですから、歩道に対して防護柵がない、このことの責任が問われるようになりますよということを私は言いたいんです。

ですから、通学路に現在、何か所か危険な箇所があります。そこで先日、子どもが落ちております、実際に。グリーンベルトが引かれて、路側帯、つまり歩道ということがはっきりしているところで、確かに前見ていなかったんでしょう。ふざけていたのかもわからない。でも、それで落ちる歩道というのは何なんですか。皆さん、国道の歩道、見てください。県道の例えば、通称山麓線です。歩道がついています。全部歩行者防護柵をつけてありますよ、ほとんど。これが普通なんですよ、歩道に対して。ところが、市道の場合はこの用水路に対して、そういう柵がないところが大変多いと。ましてや、通学路として指定されているところにもそういうことがあるということなんです。

それで、先ほど紹介した農林水産省の手引の冒頭をちょっと紹介いたします。これはインターネットで引っ張り出せますから、皆さんもご覧いただいたら結構だと思うんですが、次のように書いてあります。近年の農村地域の都市化、混住化に伴い、水路が身近にある環境に慣れていない住民の増加や、農地の宅地化により、水路に住宅地が面しているところが増えたことで、水路への転落事故の発生や、その危険性が増大しており、施設の管理に当たっては、より一層の安全性が求められています。まさに葛城市そのものです。この手引には、そのほかにも60歳以上の高齢者が大体転落事故の中の7割を占めていると。

葛城市でも、実はご高齢の方が自転車で転落される例を聞いております。買い物に行かれるんです。免許証を持っておられなかったり、返上される場合は、買い物の荷物が重たいで

すから、それを自転車に積んで、あるいは押して買い物にほぼ毎日行かれる方が多いんです。そういうところに、風にあおられてとか、自動車が来て驚いてとかということで転落事故が起きているんです。これでは安心して買い物に行ける安全なまちということにはならないんじゃないでしょうか。

また、10歳未満の子どもの転落事故についても農林水産省の手引では、かなり取り上げて指摘しております。葛城市でも住宅が大変増えて、新しく葛城市に子育て世帯が入居しておられます。こうした転居をされてきた方々のお子さんが水路で転落しないようにするのは、私は行政としての責務だと思います。しかしながら、多額の費用がかかります、防護柵にしてもガードレールにしてもです。

そこで、農林水産省の手引、非常によくできていまして、ハード面だけでなくソフト面、例えば学校での啓発活動、あるいは買い物かごを、重たいものをするとうなりますよということも含めた啓発活動、水路転落はここがよく起きていますよと、注意しましょうという啓発活動、ソフト面についてもいろいろ紹介しているんです。さらには今年の1月には、総務省の関東管区行政評価局が農業用排水路への転落事故防止対策の事例集まで政府は発表しているんです。その中には、ハード、セミハード、ソフト対策の事例を総務省もちゃんと提供してき始めているんです。したがって、葛城市もこれまでどおりの行政のやり方ではなく、社会状況が大きく変わり、国のこうした状況も出てきているわけですから、もうちょっと真剣にこの問題には関わって、取り組んでいっていただくことが必要なんじゃないかと思うわけであります。

そこで、最後に市長に所見をお伺いしたいと思います。まずは事故の発生実態の把握ができておりません。この把握実態をまずは取れるような対応を消防署、あるいは警察と取る。その上で、用排水路の転落防止柵についての計画を、ハード面、ソフト面とともに計画を立てて事業化して実施すべきだと考えますが、ご所見をお伺いします。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 ありがとうございます。事故の起こりましたことにつきまして、その場所ですとか、発生事象については、やはり市としては把握する必要があると思いますので、関係所に対しましてはその情報提供を求めてまいりたいと思います。あとの水路に対する考え方、安全対策というものはしばらくちょっと研究して、どのようなやり方ができるのか、研究していきたいと思っております。

以上でございます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 ありがとうございます。まずは事故の把握からだと思います。市民の方々が、あそこで救急車で、あそこ落ちたと、また落ちたというふうなことが言われていて、市議員の耳にも入ってくる。でも、行政は知らない。これじゃ具合悪いですよ。したがって、まずは実態把握に努められるということでしたからぜひお願いしたい。年間19件から18件、毎年水路の転落で救急搬送されています。これをゼロにする。それぐらいの決意で早急に計画を実施してもらうこと、これは続いて、これは今後の課題でありますから、引き続きこの問題に

については質問してまいりたいと考えております。

続きまして、人に優しい街づくりということで、ベンチの設置について質問いたします。先ほどの人の命に関わることでありますから厳しく質問させていただきましたけれども、ベンチの設置というのは、これは街づくりとして、少し夢がある話にしたいと私は思っております。高齢者の方から、まちなかに小さな公園でいいからたくさん造ってほしいという声をいただきました。どういうことか詳しくお話を聞いてみますと、買い物などで出歩いたときに木陰のベンチで休むようなところが欲しいですねということなんです。つまり、ベンチがあって木陰があったらいいわけです。要は、歩いていて歩く人に優しいまちであってほしいという、非常にささやかな願いなわけです。また、公園でもベンチがないところがあります。お子さんが遊具で遊んでおられる。それをお母さんが、ほかのお母さんとおしゃべりしながら立って見守っておられると、そういう光景をよく目にするんですけれども、ベンチがそこにあればお母さんもくつろいで子どもさんをゆったりと見守ることができる、お子さんもそのお母さんを見て安心するでしょうし、公園にもそういうベンチがあることで非常に和やかなゆとりのある、そういう時間が持てるようになると思うんです。

また、店舗の前にもベンチを置いてあるところがあります。例えば、道の駅かつらぎも、道の駅當麻の家にも、店舗の前にベンチがたくさん置いてあります。これはベンチに人が座ることで長く滞在する、にぎわいが生まれるんです。だから、ベンチというのはまちの空間を変える力があると、まちの空間を人に優しくてゆとりを与えたり、にぎわいを与えたりする、そうした力があると思います。これは、例えばおうちの中でも、玄関でも、ちょっとした小物があったり、あるいは置物があるだけでその空間の印象が変わるのと同じで、学校でも教育空間、空間が持つ力で人を感化すると。あるいはお寺や神社などの宗教施設でも空間が人を感化していくというのはよく分かることであります。

このように都市空間、あるいはまちの空間というものも人に影響を与えると私は思います。まちの空間が住民に与えるいい影響を意識して、葛城市も街づくりをするということが、これはまちの文化にもなっていくと思いますので、ぜひ葛城市の魅力を高めていくことにも資すると思いますので、そういうことをぜひ考えていただきたいということで幾つか質問をいたします。

市内の公共施設や公園や道路などへのベンチの設置はどのような状況になっているでしょうか。また、どのような考えでベンチを設置されているのかちょっとお聞きしたいと思います。

西川議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。市道上につきましては、ベンチは設置しておりません。交通の安全性を十分考慮する必要があることから、ある程度の幅員のある歩道でなければ設置が難しいこともあり、今のところ、幅員を確保できる歩道は把握できておりません。公園につきましては、条例に規定のある公園については35か所の公園にベンチを設置しております。公園の状況等を考慮し、設置を行っております。

以上です。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 公共施設ということでございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。公共施設と言いましてもいろいろございますので、それぞれの施設で必要かどうかというところは検討しておると思っておりますけれども、実際、今、ベンチを設置している施設といたしましては、葛城市福祉総合ステーション玄関前に2基、それから、相撲館の敷地内に2基、それから、山麓公園の上にごございます霊苑、これの一番上の部分にごございますあずまやに1基ございますが、それ以外では把握をしておりません。

以上です。

西川議長 谷原君。

谷原議員 ありがとうございます。設置されているところもあるし、市道については幅員の確保が必要だから設置するところはないということでありました。葛城市福祉総合ステーションなど2基あるということで、こういうものがあると、そこへ訪ねられる方は大変ほっとされるということになろうかと思えます。

それで今、各公共施設についてはそれぞれの課が多管理されているんだろうと思うんですけれども、こうした例えば、私が今、思ったりしているのは忍海の歴史博物館がごございます。忍海の歴史博物館の前には広いちょっとスペースがありまして、そこで、よく忍海小学校が近くですし、幼稚園も近くですから、お母さん方が迎えに来られたりして待たれておられる。そこへ子どもが来て遊んでおられたりして、博物館ですからほっとするような空間なんです。そういうところにベンチがあったらいいなと、そのそばを通る高齢者の方も、ちょっと歩道からすぐ近く入れば、ベンチがあればちょっと休めたり、そんなことができるかなと思ったりするんですが、こうしたことは結局、担当課に要望していくということになるわけですね。それでいいわけですね。もうとにかく道路で、ここは幅員が広いと。ほんなら、ここをベンチ設置したいということであれば、それはもう担当課に行くということですよ、現状では。

そうすると、私は街づくりの統一した考え方の下に、例えば、ベンチプロジェクトのような形で、今日も、例えば市庁舎、當麻庁舎について、これについて考えていこうとか、あるいは保育所について考えていこうとしたとき、特別に対策室を設けたりしてプロジェクトチームを作るわけですが、そういうふうに街づくりトータルとして、こうしたものを考えていくということが必要なんではないかと私は思うんです。

全国の地方自治体に目を向けますと、こうしたベンチの設置を街づくりに取り入れているところもあります。市民からの寄附を募ったり、ふるさと納税で募るということもされているところもあります。また、住民の方からここに設置してほしいという、そういう声を吸い上げたりするようなことをされているところもあります。

葛城市は、さきの市長の施政方針でもありましたけれども、吉野町と連携協定を結んで木育というふうなこともやっておられますから、非常にベンチを使って街づくりをするということは、広がりのある取組にできるんじゃないかなと私は思うんです。そこで、市長にベンチのある街づくりについてお考えをお伺いします。所見をお願いします。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 まだまだちょっと研究していく部門やと思いますので研究していきます。

西川議長 谷原君。

谷原議員 ありがとうございます。今回、初めてこういう提案をさせていただきました。街づくりといっても、やっぱり文化的な、やっぱり住んで快適な魅力ある街づくりをするという、そういう意識を持って街づくりをするということで、ベンチという1つのアイテムを取り上げてこのたび質問させていただきました。引き続き、こうしたことについても質問していきたいと思えます。

さて、大きな2番目になりますけれども、質問、次に移ります。大和高田バイパス未整備区間について質問いたします。大和高田バイパスは大和高田市及び橿原市街地等における国道の交通混雑の緩和などを目的に昭和47年、1972年ですから、もう今から約50年近い前に都市計画決定された国の事業であります。計画は香芝市穴虫から橿原市四条町までのバイパス道路で、平成15年、2003年には橿原市四条町から葛城市太田まで高架部約7.2キロメートルが全面通行することとなりました。しかしながら、當麻交差点からこの太田までの大和高田バイパスは未整備のままです。そこで、県道御所香芝線、通称山麓線を利用することによって、この区間を大和高田バイパスと接続して香芝市穴虫から橿原市四条町まで全面開通することができたわけであります。

このように大和高田バイパスは50年前に計画決定されて、18年前からこうした山麓線の共用によって利用が始まっているんですが、いわゆる第4工区と言われるこの大和高田バイパスの當麻交差点から太田までの間は、未整備のまま経過してまいりました。このことについては、過去にも幾人かの議員が質問されております。そこでお伺いしたいんですが、大和高田バイパスのこの4工区、未整備区間ですが、長年未整備となっている理由は何なんでしょうか。

西川議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。この未整備区間の理由でございますが、全体区間14.4キロメートルのうち第4工区太田から當麻寺交差点までの2.3キロメートルを除いた12.1キロメートルが平成15年に開通しております。長年未整備となっているのは、開通後における南阪奈道路などの付近の道路網の整備により、県道御所香芝線の渋滞状況の検証を踏まえた事業の再評価、検討を行っていたこと、また地元協議や交差点の検討に時間を要していたため未整備となっていると聞いております。

以上です。

西川議長 谷原君。

谷原議員 遅れた理由で、最後に少し触れられました地元協議等、時間を取っていたということですが、大変長い時間かかっているわけです。この地元協議ということですが、これについては地元の方はよくご存じだと思いますが、この大和高田バイパスの第4工区は當麻寺交差点、ちょうど當麻寺の参道とそれから山麓線の交差点、そこからその角に今、ラーメン屋さんの店舗がありますけれども、そこを山麓線の北から来た大和高田バイパス、ちょうど道

の駅當麻の家の方面からその當麻寺の交差点まで来た20メートルの広い道路が、そのままこの四差路の中のところを五差路として、このラーメン屋さんのあるところをズドンと太田まで真っすぐに抜けていく、そうした道がこの未整備区間になっているわけです。

そうすると、この當麻寺の交差点が五差路になるということで、これは地元の方が大変これでは困るという意見がずっとあったわけです。と申しますのは、参道が五差路になると非常に幅員が広がりますから寸断されることもあるし、何より交通安全上の問題があると。だから、この当初の計画が大変無理があった。そこで、これについて協議に時間が長くかかっていたということなのであります。しかしながら、その間も山麓線はずっと利用されてきたわけで、大変この山麓線では交通渋滞が起きるなど問題が発生しました。そこで、お聞きしたいんですが、葛城市は国や県に御所香芝線、いわゆる山麓線ですけれども、これらの渋滞解消等を要望されてきたんでしょうか。このことについてお伺いします。

西川議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。4市1町からなる奈良県葛城広域行政事務組合から国に対し、全線早期の供用を要望しておりました。

以上です。

西川議長 谷原君。

谷原議員 国に対して要望をして、早く開通したら渋滞がなくなるということですから、渋滞解消はこれ開通するまでできないわけですから、今のご答弁だと、渋滞解消について何らかの具体的な手だては要望されていなかったのかなという答弁と受け止めました。この間、国がどういうふうに動いてきたかといいますと、近畿地方整備局事業評価監視委員会が大和高田バイパスの事業継続について再評価を2度実施しております。平成25年、2013年12月及び平成29年1月の2度、再評価を実施しております。

そして、事業を継続するという判断を近畿地方整備局事業評価監視委員会が行っております。ただし、平成25年の再評価において、未整備地域の別ルート案の可能性について検討するとあって、今後は県、市及び地域住民の意見を反映した事業計画とするため、ルート変更も含め、県、市などの関係機関や地元住民に対し、意見を聴取しながら検討を進めるというふうにしたのであります。

その後、検討を進めてルート変更案が幾つか検討されてまいったようであります。そして、問題となる當麻交差点の五差路、当初の計画案についてはこの間、地元とも意見聴取をしてこられたようですが、直近では昨年12月に、大字當麻で新たな変更案について住民説明会が行われております。また、今年の1月には後で述べますけれども、このルート変更案に当たって、最も被害というか影響を受ける地蔵丁の住民への説明会も行っていると聞いております。

つまり今、国は当初の都市計画道路であったこの五差路の計画、ルートについて変更するという方向で動いているということでもあります。このルート変更案は、私も先日、奈良国道事務所に行きましてお伺いしましたけれども、当初の計画と2つの点で大きな変更がございます。1つは、當麻寺交差点は當麻寺参道と大和高田バイパスとの四差路交差点とする。五

差路はやめて四差路とするということです。そのために現在、當麻寺交差点で交差している御所香芝線、山麓線は當麻寺交差点の南側の手前で通行止めにする。つまり、五差路にしないために山麓線は通行止めにする、その手前のところ。そうすれば四差路になるわけです。2つ目は、そうすると山麓線からそれまでの、例えば香芝方面へ行くときに山麓線を通じて香芝方面に行っていたわけですから、それができなくなるために、新たに竹内交差点と當麻寺交差点との中間地点に山麓線と大和高田バイパス、その4工区の未整備になっているこの道路、その大和高田バイパス道路に接続するための新たな道路を取り付けるという案なんです。機能回復道路と言うそうですけれども、この2点で大きな変更案が示されました。

そこで伺いますけれども、これをやると新たな道路がつくんです。また、ルートが変更になることで、当初の線引きと違う線が提案されているんです。その影響を最も受けるのがこの地蔵丁の住民なんです。そうしたところへの説明会を行っています。もちろん當麻地区全体にも説明会が行われています。昨年の12月から1月にかけて行われたわけですが、こうした説明会でどのような意見があったか把握されていますでしょうか。

西川議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。地元に対しての住民説明会などにつきましては市の担当課も出席しておりますので、どのような意見があったかにつきましては、また反対意見等につきましても把握しております。

以上です。

西川議長 谷原君。

谷原議員 市としても把握されているということです。どういうふうに意見が出ているか、おっしゃりませんでしたけれども、いろんな反対意見も含めて出たということでもあります。問題は、私は新たなルート変更案によって生活環境が大変悪化する地域が出てくるということなんです。これはもう50年前に都市計画道路として住民に周知されていますから、皆さんはそういう道路ができるものとして人生設計をして受け入れておられます。

ところが、このたびルートが変更する、新たな道がそれに伴ってできるという案が出てまいりましたから、大変影響を受ける地域が出てくるわけです。大和高田バイパスと山麓線、そして、山麓線と大和高田バイパスをつなぐ新たな機能回復道路、この3つの道路によって、ちょうど當麻寺の交差点を頂点とする三角形に囲まれた地域が出てきます。大和高田バイパスと機能回復道路と山麓線、この三角形に囲まれた地域が出てくるんです。大変狭い地域です。そうすると、そこにも住居があるんです。多少農地もあるんです。これはこの地域は、もうとんでもない住環境になっていくということなんです。

更に問題なのは、当初の線引きより違う線引きがされようとしている。これ都市計画されて50年たってますから、皆さんその下に人生設計されているんです。それが50年たった今になって動くんです。これ抽象論で言います、一般論として言います。例えば、都市計画道路の線引きされたところに自分の家が、宅地がかかると、そしたら、普通は新築したいと思っても新築せずに道路が通って、そして、立ち退きを迫られた後、新築するでしょう。その

つもりでいたところが新たな線引きで、いや実はそこは道路通りませんと、外されると。ええってなりませんか、住民は。だから、都市計画道路を1回決めたものを動かすなんてのは、これ大変なことなんですよ、住民にとっては。今回のその変更ルート及び機能回復道路の新たな設置、この2つの変更によってこの地域、とりわけ地蔵丁の住民の方、地権者には大変大きな被害が及びます。

そこで、ちょっと伺いますけれども、未整備区間のこのルートを、当初案から変更するということになれば、都市計画の変更が必要になります。葛城市の都市計画との関係はどうか伺います。

西川議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。この事業の都市計画の変更手続は県が主導となるものでございます。市といたしましては、原案の作成時に国と協議を行っており、その後は県からの意見聴取に対する意見書の提出、変更案の縦覧、決定告示後の窓口となるものでございます。

以上です。

西川議長 谷原君。

谷原議員 基本的には、県の都市計画の中でこれは決定されるわけですが、葛城市としても意見聴取を受けるということであります。葛城市はやっぱり市民の命と財産、これを守る基礎自治体であります。したがって、意見聴取の際には、やはりこれは地元の声をしっかり届けていただきたいし、また地元の方々を守る、そうした意見をぜひ出していただきたいと思うわけでありまして。

先日、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所の担当課に、地域の住民の方々と一緒に日本共産党として現在提出されているルート変更案について、関係する住民の方々が非常に受け入れ難いという思いを持っておられるということを伝えてまいりました。まだルートの変更案は最終決定ではございません。最終決定じゃないんですよ、これ。もちろん地元ではどういう受け止めになっているか、これはいろいろな意見があるように聞いておりますけれども、とりわけこれで大きな被害を受ける住民がおるんです。これははっきりしているわけです。これとんでもない変更です、はっきり言います。もともと五差路が間違いだった。間違いだったから50年たって、計画道路の線引きをちょっと動かしている。そして、新たな道路をつける。三角形でもう閉じ込められる地域が出るわけです。

だから、これについてはもっとこうしたことが起きない、もっと計画を練り直すべきだということを葛城市として意見を上げるべきだと私は思います。このことについて、最後に阿古市長の所見をお聞きします。こうした住民がおられて、そうした住民がこうした計画道路によって被害を受ける、それに対して葛城市としては県に意見を上げることができるわけですから、どういうふうなお考えをお持ちなのかお伺いしたいと思います。どういうご認識でおられるかということでも結構です。お伺いします。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 私のほうは地元説明会があって、その説明会において大筋認められたという報告を受けて

おります。ですので、詳細についてまだ私のほうは報告を受けておりませんが、もし極端な反対意見等があったのであれば、その辺の確認もしないといけないのかなという思いはいたしております。

以上です。

西川議長 谷原君。

谷原議員 大筋合意があったということではありますが、大字當麻というのは非常に広い地域でありまして、もちろんそうしたことで、これでいいかなと思われる方もおられるでしょうし、何より区長及び協議委員の方もおられるわけですから、その中で協議をされてきたんだろうと思います。しかし、本当に大字が大筋で認めているということがどの程度のものなのか。これは地域の中でも今後、議論になってくるところが出てくるんだろうと思うんです。というのは、一番被害を受ける少数の方が一方でおられて、それに対して大字が大筋合意を認めるということになると、これは大字の中が大変です、はっきり言って。ですから、これすごく将来に禍根が残るんです。だから、まだ国土交通省に対して、私はまだルート変更するんだから、もう変更するというふうに動いているんだからもっとましなルートを出してくださいと。これはちょっと承服しかねる住民の方がいらっしゃいますよと、大字の大多数、その区長をはじめ、協議委員はどのような段階でどのような判断をされているか、私は知りませんが、いや大筋で行くというふうに市は受け止めておられるけれども、これはそれでいいんですかということなんです。私はもっとまともな案があると思います。国土交通省も最初、三差路で行くというふうな案も出されたようですし、今度また機能回復道路をつける案で、地元が大筋合意だというふうなことで、これで行こうとしていると思うんですが、私はそれは違うと、ものすごく困る人がおるんです、大変なことです、50年後にルート変更しておいて。だから、これは私は住民の立場に立って、市長も含め、葛城市がしっかりと国土交通省に物を申し上げることが求めまして、以上で質問を終わります。

西川議長 谷原一安君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、会議の再開は午後3時45分、15時45分からといたします。

休 憩 午後3時24分

再 開 午後3時45分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、内野悦子君。

内野議員 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。本日、ラストバッターで頑張ってもらいたいと思います。

私の質問は、3点ございます。1点目は、コロナワクチン接種について。2点目は、災害から命を守るための対策の強化。3点目は、女性の視点を生かした多様な意見を反映させるため。以上、詳細は質問席より行わせていただきます。

西川議長 内野さん。

内野議員 それでは、よろしくお願いいたします。1点目、コロナワクチン接種について、確認とともに質問をさせていただきたいと思います。

新型コロナ感染収束に向け、全国初の大きな予防接種事業が始まりました。新型コロナワクチン接種の準備に日々奮闘していただいている部局の皆様においては、大変ご苦勞をいただいているところでございます。ありがとうございます。

2月17日、ワクチン接種が医療従事者から始まりました。およそ4万人の先行接種、その後、約470万人の医療従事者への接種、そして、4月からは65歳以上の高齢者、またその後、基礎疾患のある方、そして、高齢者施設などの職員と、接種が順次行われる予定となりますが、最新の情報では、4月26日の週に全市町村に1箱ずつ配付予定ということなので、高齢者の方々が一斉にお受けできないことから現場もご苦勞するところだと思います。

こうした中、ワクチン接種を円滑に進めるには現場の実情やニーズに沿った体制構築が急務であります。ワクチン接種の実施主体は市区町村です。もちろんワクチン接種は義務ではありませんが、皆様お一人お一人がご自身の状況を判断し、安心して接種を受けていただくことが大事です。そのためには市民に分かりやすく丁寧な説明と的確な情報を提供することが不可欠でございます。

特に自治体を不安にさせているのが実施スケジュールのずれ込みです。政府は当初、65歳以上の高齢者3,600万人、葛城市においては約1万人への接種を始める時期を4月1日以降としていましたが、2月24日になって4月12日開始と発表し、本格開始は4月下旬以降となる見通しとのことで大変延びております。希望される市民の方々が安心して接種できるよう少し質問をさせていただきます。

まず初めに、新型コロナウイルスワクチン接種に関する周知についてお伺いをいたします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの内野議員の質問にお答えをさせていただきます。

ワクチン接種に関する周知ということでございますが、今月3月号の広報かつらぎに、現時点で判明しております情報を掲載させていただいております。加えましてワクチンの種類、それから配分量、接種体制等につきましては国、県とも緊密に連携しながら準備を進めておりまして、ワクチン接種の開始日や場所などが決定した段階で随時ホームページですとか、防災行政無線などでお知らせをいたす予定といたしております。

また、葛城市に配分されるワクチン量というのが、先ほど議員ご紹介ございましたが、高齢者の方々から年齢別に、順次接種券を郵送するという流れになってございます。接種券が届きましたら接種の予約をしていただければというふうに考えております。

以上です。

西川議長 内野さん。

内野議員 ありがとうございます。65歳以上が一斉に受けるんじゃないくて、ワクチン量に応じて65歳から年齢別に、順次接種券を郵送していただけるということで理解をさせていただきました。それでは、接種方法等についてお伺いをいたします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。

接種方法ということでございますが、現在、市の医師会の先生方と調整、検討を行っておるところでございますが、葛城市に配分されるワクチン供給量にもよりますので、現時点では集団接種と個別接種の併用ということを考えておるところでございます。

なお、接種開始当初は、ワクチンの種類とそれから配分量からいたしますと、集団接種で、できるだけ多くの方に接種いただけるようにという取組でございます。順次ワクチン量とその体制整備が整いましたら個別接種へと移行していく予定となっております。

西川議長 内野さん。

内野議員 ありがとうございます。現時点では、集団接種と個別接種、まず初めに集団接種の後に個別接種をとということで理解をいたしました。

それでは、予約体制についてお伺いをいたします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問で、予約体制についてということでございます。先ほど議員からもご紹介がありましたように、国が示しております優先順位というものがございまして、それに応じて順次年齢別に接種券を郵送し、市民の皆様に早期に接種いただけるよう国、県、医師会との連携の下、準備を進めておるところでございます。なお、ワクチンの接種の予約方法でございますが、コールセンターでの電話予約、それから無料通信アプリLINEでの予約システムを導入し、LINEにおきましては24時間受付可能な対応を目指しておるところでございます。現在、その準備を進めておりますので、いましばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

西川議長 内野さん。

内野議員 ありがとうございます。電話予約と、そして24時間のLINEでの予約体制ということで理解をさせていただきました。

それでは、ワクチン接種に関わるコールセンターの設置場所と運用開始日を教えてください。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、コールセンターにつきましては、本日付で新庄健康福祉センター2階に移転をいたしました新型コロナウイルス対策室、その横に3月中旬までには設置予定でございます。人員につきましては、今のところ会計年度任用職員4名による体制を予定しており、今後ワクチン接種が本格化した際、人員不足が生じる見込みの場合には、更に増員も検討し、強化してまいりたいというふうに考えております。

西川議長 内野さん。

内野議員 ありがとうございます。人員不足も生じるということで、現在4名の人員を見込んでおるということで、今後、また足らなかつたら人員も配置するということで、本当に市民の方が安心して受けていただけるように、その辺のところもどうかよろしくお伺いをいたします。

それでは、接種会場への高齢者、障がい者への交通弱者への対応についてお伺いをいたします。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。高齢者、障がい者の交通弱者への対応につきましては、私のほうから答弁させていただきます。

本市の場合、先ほど総務部長が申しあげましたように、接種方法が集団接種と市内の診療所で受けることができる個別接種の併用を検討しておりまして、集団接種につきましては市内数か所の程度を予定しております。高齢者や障がい者の方のワクチン接種につきましては、高齢者の介護保険における通院等乗降介助及び障がい者の障害福祉サービスにおける通院等介助など、関係部署と連携し、あらゆる方法について検討しているところでございます。また、交通手段としまして、市内を循環していますコミュニティバス、予約型乗合タクシーの運賃を令和3年度中、無償化するための令和3年度予算を提案しておりますので、ご活用いただければと考えます。

西川議長 内野さん。

内野議員 ありがとうございます。私が一番ここが聞きたいというか、きちっとやっぱりしていただきたいと思うところなんですけれども、今、介護保険と福祉サービスにおけるサービスを検討しているということと、あと市内を循環している交通公共バス、これを令和3年4月から来年の3月まで無償にするということでございます。本当に来ていただくその高齢者、また障がい者の方に対しての合理的配慮の提供について、もう一重厚くしていただきたいと思うんです。

例えば、先ほど予約システム、予約のほう、電話とか24時間LINE、これもう画期的です。ありがたいと思います。そこに加えて、やはり電話口に出られない人、LINEが使えない人などは、やはりファクス対応とかもしていただくなどの配慮もしていただけたらと、このように思います。それと、また接種時にはコミュニケーションボードの活用など、また接種会場における同行援護、また行動援護、移動支援、遠隔手話サービスなどの意思疎通支援事業などのこれらの取組も視野に入れていただき、本市の交通手段においては先ほども言っていたように、4月からは年度内、循環型バス、予約型の乗合タクシーの無償化をするとのことなんですけれども、やはりバスはバス停が遠いという方もきつとおられると思います。それと、バスの場合はどうしても時間が空くので、接種会場に来ても次のバスが来るまで待たなければいけない。そこで密にならないかということも、確かに打った後、15分、20分、25分じっとしてないかんから待てるんですけども、ただやっぱり、先ほども言いましたようにバス停が遠いとか、時間が合わないとかということもありますので、少しこのような提案をしてみたいと思いますので聞いていただけたらと思います。

最近、あちらこちらからタクシーチケットの配付をしている自治体も多々聞き及んでおります。これは2021年2月26日の官庁速報の中で、接種会場、タクシー、バスで自治体が高齢者の足支援、移動の難しい高齢者が新型コロナウイルスワクチン接種会場を訪れやすくするため、交通機関の利用を後押しする動きが自治体で始まった。タクシー券の配付や送迎バス

の運行が代表的だ。ひとり暮らしで移動手段がないと接種をためらいかねない高齢者の足への支援で円滑な接種を促す。水戸市では、タクシーの初乗り運賃をもらえる券を配付、2回接種の分で往復4枚を提供と。かかりつけ医や集団接種会場のどちらに行くのも使えるということとか、静岡市でもタクシー運賃の割引を検討しておられます。市内65歳以上の高齢者は22万人と多く、中山間地の高齢者施設に医師が訪れ、巡回接種を組み合わせる移動の負担を減らすなどなど。あとは兵庫県の佐用町とか民間でバスの借り上げをする計画とか、また、バスを導入される自治体もごさいます。こういうふうなことも視野に入れていただいで、本当に希望する方が、1人も漏れなく接種会場に行ける体制を構築していただければと思います。

それで、先日ちょっと聞かせていただいたお話なんですけれども、これは厚生労働省からのお話で、タクシー利用については使い方によるものとしていますが、例えば、人数が少なく、バスを使うには非効率な場合で市町村がタクシー会社に委託し、接種会場へ行くのが困難な人の送迎を委託した場合などは補助金の対象となります。一方で、タクシー券を配付して配ると、予防接種に使われるとは限らない。利用者が勝手にタクシーで来た場合の費用を支払う場合などは対象にすることは難しいとの回答を伺いました。本当に、対象者の選定と配付の仕方によるのではないかと考えますとの回答も聞いています。また、高齢者、障がい者の方が受けたいのに諦めるようなことがないよう、交通手段の対策をどうかよろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。アメリカの報告には、ファイザー社のワクチン副反応について約100万回の接種で5件のアナフィラキシーの症状があったとあります。3月5日までに、ごく数名の方にアナフィラキシーの症状がありました。接種後、15分の観察の後、約25分の時点で蕁麻疹が発症し、その後、咳、発熱、血圧低下、息苦しい等の症状が見られましたが、投薬後、症状は改善しました。接種に対して不安を抱えられている方もおられます。接種に係るアレルギーの対応についてお伺いをいたします。

西川議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 ワクチン接種に係るアレルギー対応の状況についてでございます。日本への供給を計画している海外のワクチンでは、ワクチン接種後にワクチン接種との因果関係がないものを含めて接種部位の痛みや頭痛、倦怠感、筋肉痛等の事象が見られたことが論文などにも発表されています。また、海外で既に接種されている予防接種においては、まれな頻度で急性アレルギー反応、アナフィラキシーと言われますが、これが発生したことが報告されています。日本におきましては、ファイザー社のワクチンで医療従事者への接種が進められているところでございますが、発疹等の症状が数例報告されており、因果関係も含めて国で調査されているところでございます。

本市におきましては、接種会場でのアナフィラキシーを含む副反応対応といたしまして、接種後15分から30分は状況観察をするため、待機していただく場所を設けることとしております。また、葛城市医師会と相談し、急性アレルギーの応急対応ができるよう救急セットや薬品など、必要な物品を接種会場に準備し、対応できるようにしております。なお、3月10

日に葛城市医師会主催で奈良県立医科大学附属病院の専門医が接種に従事する者に対して、アナフィラキシーなどの副反応対策救命措置の講演会をZ o o mを利用したオンラインで行う予定でございます、救急対応について準備を進めておるところでございます。

西川議長 内野さん。

内野議員 ありがとうございます。部長のほうからのお話を聞かせていただいて、万全を尽くしていただけることが分かりました。今後、接種を行うに当たり、本市の医師会の方々には大変お世話になります。自治体においても、円滑かつ安全な体制の下にお一人お一人が安心してワクチン接種に臨める環境を引き続き進めていただきますよう、よろしく願いをいたします。今後、ワクチン接種の動きが加速してまいると思います。どうかホームページ等で更新をしていただいて載せていただきたい、また、防災行政無線での発信をよろしく願いいたします。

次に移らせていただきます。2点目でございます。災害から命を守るための対策の強化についてでございます。3月11日は東日本大震災から10年を迎えます。過去の震災から得た数々の教訓を生かし、実践的な対策を講じなければなりません。ハード的な対策も大変必要であり、本市においても様々な取組をしていただいております。災害から命を守るという視点から、防災上のソフト面での対策についてお伺いをしてまいります。

さて、地球温暖化傾向による気象変動では、近年日本のあちらこちらで様々な災害が頻発しております。昨年7月の豪雨など、大規模災害などでは災害弱者である多くの高齢者や障がい者等が被害を受ける結果となり、要配慮者の避難の実効性確保は急務となっております。言うまでもなく、災害時に最も犠牲になりやすいのは自分での避難が困難な高齢者や障がい者などの支援が必要な方であり、その方たちをいかに地域で守り、支え、しかも支援する方たちの安全も同時に確保していかなければなりません。これを防災対策の基本に据える必要があると考えます。

平成25年、国において災害対策基本法の改正が行われたのはそのような背景からであり、支援が必要な方の名簿、つまり、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援体制の構築を目指すことが示されました。改正により避難の支援が必要な方の名簿作成が義務づけられ、有事の際にはこの名簿情報を基に迅速な支援を行うことを目指し、さらに事前に自治会などへ情報提供に同意を得ることにより、防災訓練などへの活用や具体的な避難計画を盛り込んだ個別計画の策定も可能となり、より安全な避難支援につなげることができるようになります。

そこで、葛城市の現状をお聞きしてまいりたいと思います。避難行動要支援者の方々の本市における対象人数と登録者の人数をお尋ねいたします。また、活用、取組状況の課題、今後の取組についてお伺いをいたします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの内野議員の質問にお答えをさせていただきます。

災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な高齢者の方々、それから障がい者の方々などに対する支援につきましては福祉関係部署ですとか、地域の自主防災組織などによる支

援体制を確立し、きめ細やかな支援を行う必要があることから、各地域で避難行動要支援の対象者を把握する必要があるとございます。

避難行動要支援者名簿の対象者ということでございますが、この対象者はひとり暮らしの高齢者、それから介護認定で要介護3以上の方、それから重度の障がい者で身体障害者手帳の2級以上、療育手帳のA・A1・A2、それから精神障害者保健福祉手帳の1級で施設入所者を除く方となっております。3月3日現在の対象者の総数でございますが、1,896人でございます。それに対しまして、災害時要援護者登録台帳に登録をされている人数でございますが561人ということで、対象者総数に占める割合は約3割という状況でございます。

こういった登録の推進につきましては、福祉関係部署からの登録勧奨と、それから自主防災組織や民生児童委員の方々のご協力をいただきながら、避難行動要支援者の登録推進に努めておるところでございますが、何分個人情報保護の関係もあり、なかなか登録が進んでいないというのが実情でございます。今後は様々な機会を捉え、積極的に啓発に努めたいというふうに考えておるところでございます。

西川議長 内野さん。

内野議員 ありがとうございます。ご答弁では、避難行動要支援者名簿の対象者について、3月3日現在で1,896人、そして、台帳登録者に関しましては561人ということでございます。今、答弁の中で、今後様々な機会を捉えて積極的に各関係機関と協力し、同意率の向上、推進をしていただけるとの前向きなご答弁ありがとうございます。今後は災害時要援護者登録台帳に登録されている方々と支援者を交えた避難訓練を実施することも必要でございます。平時から災害に備えた取組が求められます。そして、そのためには事前の情報提供が必要になってくるわけであります。避難勧告などの伝達手段の整備として、特に要配慮者に対しては、障がい等の状況に応じて文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮をしていただくなど、障がいに応じた多様な手段による情報伝達が大事になってまいります。本市においての情報伝達について伺いをいたします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

避難行動要支援者の方々に対する避難のための情報伝達につきましては、市の防災行政無線による情報発信ですとか、テレビ、ラジオ等のメディアの活用等を実施することといたしております。加えまして公的な機関であります消防団、広域消防署、それから警察の公助と言われるもの、それから地域の自主防災組織による避難行動要支援者名簿を活用した共助、それから近隣の方々による助け合いの互助、こういったものがスムーズにできるよう、平時から防災訓練等を行い、対象者の安否確認、それから避難情報の伝達等がスムーズに行えるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

西川議長 内野さん。

内野議員 ありがとうございます。様々、努めていただけるというふうに理解をさせていただきました。

次に移らせていただきます。災害時に一人一人に合った個別支援計画を作成することによ

り、災害時のみならず平常時の地域福祉の強化につながります。在宅の方々が増える中、この取組は不可欠だと痛感をしております。今回のコロナ禍のような危機のときにも生かせるものではないかと思えます。先ほど部長の答弁で、近所の助け合いのお話もありましたが、地域の絆が希薄化し、高齢化が進み、人手が不足する中ではありますが、ぜひともプロセスを大事にしながら、地域共生社会の実現のために重要な施策として、防災と福祉が横断的に取組を進めていただけるよう、よろしく願いをいたします。

次に、個別計画の策定であります。避難行動要支援者の個々の状況に応じた対策についてお伺いをいたします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

災害時の避難支援等を実効性あるものとするため、平常時から地域の特性ですとか、一人一人の実情を踏まえまして個別の支援計画を作成するといったことが望まれておるところでございます。避難行動要支援者本人とそれから避難支援者で避難所、避難方法など、具体的に打合せを行いながら個別の支援計画を作成するといったものでございます。その際に、福祉関係部署、それから地域のコーディネーターとしての民生児童委員の方々、それから自主防災組織などとの連携、協力は不可欠になるところでございます。

また、個別支援計画には避難の際、利用する福祉避難所をあらかじめ定める必要がございますので、福祉避難所との調整、連携を図りながら順次進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。なお、災害時避難行動要支援者の避難に係る個別計画作成の推進についての予算が国のほうで令和3年度盛り込まれているというふうな情報をいただいておりますが、現在、国の令和3年度予算というのは国会審議中でございますので、詳細な内容が都道府県や市町村にはまだ届いておりませんので、判明した段階でそういったことも含めて検討をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

西川議長 内野さん。

内野議員 ありがとうございます。まだ本市においては個別計画はこれからだと思います。今、部長のほうから国の取組が、補助があるという話も、2021年度に個別計画に関しての補助事業がございますということで、まだちょっと閣議決定はされたんですけども、まだ国会のほうでは通っていないので、これが通りましたらぜひともこの補助事業を使っていただいて、この個別計画も進めていただけたらと思います。ちなみに、この2019年6月時点での要支援者の名簿を作成した市町村は全体の98.9%なんですけども、個別計画を作成済みの市町村はまだ12.1%、一部作成が50.1%でございました。未作成は37.8%と4割近くに上った背景には作成に法的根拠がなかったことやノウハウと人材、予算不足などの課題が指摘をされてきました。

近年、激甚化する自然災害では、高齢者、障がい者などの災害弱者が逃げ遅れ、犠牲になるケースが後を絶ちません。そのために政府は、事前に一人一人の避難方法を決めておく個別計画作りを加速させるため、災害対策基本法の改正案に個別避難計画の努力義務が盛り込まれました。3月5日に閣議決定をされました。これから審議になりますが、令和3年度よ

り市町村における個別避難計画の策定経費について新たに交付税措置を講ずることとされております。併せて2021年度予算案に、自治体における効果的、効率的作成手法を構築するため、作成経費を支援するモデル事業を実施することとしておりますので、先ほど部長のほうからこの事業に参加していくということを聞きましたので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、次に移らせていただきます。福祉避難所ですが、避難所での生活に特別な配慮を必要とする人のための避難所です。具体的には高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者などが対象となります。福祉避難所との協議についての進捗状況と実際の避難の流れ、活用と体制整備についてお伺いをいたします。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

指定避難所、指定福祉避難所といいますのは、災害対策基本法施行令では少し長くなりますが、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される施設であって、要配慮者の円滑な利用の確保や相談、または助言等の支援を受けることができる体制の整備や良好な生活環境の確保に資する事項に適合するものであることというふうに定められております。

また、指定福祉避難所以外に地区福祉避難所、それから民間福祉避難所というものがございます。現在、地区福祉避難所といたしまして、市内の公立幼稚園の5施設とそれから指定福祉避難所として葛城市福祉総合ステーション、この6施設となっております。なお、葛城市福祉総合ステーションは、地区福祉避難所での避難生活が困難な要援護者を民間福祉避難所へ移送するまでの間、一時的に要援護者の受入れを行うために指定したものとなっております。また、民間福祉避難所といたしましては特別養護老人ホーム当麻園、ウォームヴィラ新庄園、知的障害者更正施設の葛城苑、介護老人保健施設かつらぎ、それからぬくもり葛城、こういった5施設と災害時要援護者の避難施設に関する協定を締結しておるところでございます。これらの施設につきましては、施設・設備のバリアフリー化ですとか、専門的な知識を持った職員が配置された施設ということでございます。

福祉避難所との協議の進捗状況ということでございますが、現在、各福祉避難所の収容可能人数の確認を行いまして、公立幼稚園では5園で50人、葛城市福祉総合ステーションでは45人、特別養護老人ホームの当麻園が5人、新庄園が30人、知的障害者更正施設葛城苑が30人、それから介護老人保健施設かつらぎが10人、ぬくもり葛城が40人の合計210人というふうになってございます。

福祉避難所の活用につきましては、引き続き住民の皆様には福祉避難所に関する情報をお伝えするとともに、要配慮者やその家族、自主防災組織等に周知し続ける必要があると考えておるところでございます。

西川議長 内野さん。

内野議員 ありがとうございます。それぞれの収容可能人数をお示しいただきました。民間施設の皆様には本当にご協力、大変感謝を申し上げます。今後、施設ごとの受入れ対象者を特定し、

支援内容の検討、必要な物資の備蓄などの準備も必要ですので、速やかな対応をよろしくお願いをいたします。

次に、防災会議に女性の登用についてでございます。本日、タイムリーで、朝日新聞の1面に「防災会議、少ない女性視点」と、このように大きな見出しでございました。「震災の教訓、女性3割が必要」という大きな見出しがございましたが、この女性の防災分野での人材育成は大変に必要だと思います。

東京都のある調査では、水や食料などの防災用品を備蓄しようと思う女性は全体の約6割に上り、意識は高いですが、防災訓練や防災研修に参加している女性は約1割しかいません。さらに、最前線の自主防災組織や町内会の役員の女性参画も低いのが現状です。担い手を育成するには、防災に関する知識の普及とともに、あらゆる分野に女性の参画を促していくことが重要であります。

1995年の阪神淡路大震災や2011年の東日本大震災においては、避難所で女性用の物資が不足したり、授乳や着替えのためのスペースがなかったり、プライバシーが確保されないなど、女性の視点から見て不十分な運営状況でありました。女性の視点が防災対策に生かされていない実態が明らかになり、国会においては地域防災会議に女性を登用しやすくするよう2013年、災害対策基本法を改正されました。その後、防災会議に女性委員がない都道府県はゼロになりました。今後、女性の視点が反映されることは大変に重要でございます。本市の防災会議に、女性委員は何名の登用をされておられますでしょうか。

西川議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えいたします。

防災会議の委員でございますけども、葛城市防災会議条例というものがございまして、そちらで構成委員の職が規定をされております。奈良県職員、それから市役所の部長級職員、警察消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関の職員及び各種団体の方々ということになってございます。現在、委員25名中、女性の委員としては3名となっておりまして、率にいたしますと12%という状況でございます。

西川議長 内野さん。

内野議員 ありがとうございます。本市においては、現在地区防災会議のメンバーが25名、そのうち3名の登用ということで女性を入れていただいているということでございます。そして、この地区防災会議では、国が2020年の目標としていた女性委員の比率が30%でございました。達成したのは全国で2%弱にとどまる結果でございました。本市の地区防災会議の女性委員は12%と、決して目標に届いていませんが3名の女性委員の登用をいただいております。2年に一度の改選になると思うんですけども、できる限り女性の選出について配慮をいただけるよう、そしてまた、今の現状、決して下回ることはないようお願いしたいと思います。また、原課で立てていただいている女性の登用率は40%ともお聞きしておりますので、どうかこの目標に向かって女性の登用のほう、よろしくお願いをいたします。

それでは、次に移らせていただきます。女性の視点を生かした多様な意見を反映させるための取組ですが、先ほど防災会議に女性の視点を反映するために女性委員の登用を聞かせて

いただきました。本市のほかにある審議会の女性参画の状況はどのようになっておりますでしょうか。また、今後の目標もお聞かせください。

西川議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いいたします。

葛城市では、平成21年に葛城市男女共同参画基本計画を策定し、10年が経過した平成31年には第2次の男女共同参画基本計画を策定して取組を進めております。政策や方針を決定する場において、性別の偏りをなくし、女性の声も男性の声も反映できるよう市の審議会等における女性の参画を推進し、令和10年度末までに女性の登用率を40%とする目標を定めております。

次に、現状の説明をいたします。毎年奈良県の調査において公表されております本市における地方自治法第202条の3及び条例に基づく審議会等の女性の登用状況につきましてご説明申し上げます。令和2年は審議会等の数が27、うち女性を含む審議会等が17、委員総数は311人で、そのうち女性委員が72人で、率としては23.2%となっています。同年の県内市町村の平均登用率は24.5%で若干下回っている状況ではございますが、本市5年前の平成27年の17.7%から令和2年は23.2%となっております。本市におきましては着実に上昇している状況でございます。

以上でございます。

西川議長 内野さん。

内野議員 ありがとうございます。5年前から着実に上昇しているということでございます、女性の登用が。今後も着実に上昇のほう、よろしくお願いいたします。また、本市の管理職の割合について見てみました。5年前は11.5%が、令和2年におきましては21.7%と増加をしております。今、この議場にも3人の女性の方がお座りになっております。こうやって葛城市でも女性の職員が自分のキャリアをしっかりと見据えて、モチベーションを保って頑張っておられます。今後、女性の職場の環境づくりもどうかよろしくお願いいたします。今後、女性の意見を反映するための対策についてをお伺いいたします。

西川議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 今後の対策、進め方についてご説明申し上げます。

日常の取組に加えまして、6月の男女共同参画週間におけるポスターや懸垂幕、のぼり等の掲示やパネル展等の広報啓発活動、また図書館における啓発書籍コーナーの設置等、強化期間の取組、さらに例年2月に企画、開催しております男女共同参画セミナーなど、これまでの取組を継続し、こと女性登用率の向上につきましても、これまで同様、まずは行政内部、各課への呼びかけはもちろん、広く市民皆様への啓発を行い、女性の社会進出を進めること、両立支援を推進すること、固定的な性別役割分担意識を払拭すること、女性自身にも女性はリーダーとしての能力や資質を備えていないなどの無意識の思い込みを解消することなど、男女共同参画基本計画全体の取組として一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 内野さん。

内野議員 ありがとうございます。委員会の性質上、男性委員が大半を占める審議会もあり、また反対に女性の委員が大半を占める審議会もあるかと思いますが、やはり女性の立場、住民目線で意思決定に参加するということは大変重要なことだと考えます。女性がいない審議会は女性の視点、声が反映されません。各課にございます審議会、それぞれ目標を掲げていただいていますので、原課からの更なる女性への呼びかけをしていただき、女性の登用率目標達成に努力していただきますよう強く求めておきます。

以上でございます。ありがとうございました。

西川議長 これで、内野悦子君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日9日午前10時より本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会をいたします。

延 会 午後4時33分